



K I S H I W A D A C I T Y

岸和田市

# 文化 創造 倉 ビジョン・岸和田

～文化花咲かそう・岸和田～



## はじめに

<b>第1章 ビジョンの策定に当たって</b>	1
1 ビジョン策定の背景と趣旨	2
2 ビジョンの位置づけと計画期間	6
3 ビジョンの策定方法	7
<b>第2章 岸和田市における文化の現状と課題</b>	9
1 岸和田市の文化の背景とあゆみ	10
2 市民・団体及び保育・教育関係施設の意識	12
3 今後の施策推進に向けた課題	32
<b>第3章 ビジョンの基本的な考え方</b>	35
1 基本理念	36
2 重点目標	37
3 基本目標・施策体系	38
4 文化活動の形態と振興の在り方	40
5 期待される役割	40
<b>第4章 施策の推進</b>	43
基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む	44
基本目標Ⅱ 輪を広げる	46
基本目標Ⅲ まちの魅力を高める	48
基本目標Ⅳ 未来へつなぐ	50
<b>第5章 文化施設・公共施設</b>	53
1 文化施設の位置づけ	54
2 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割	54
3 公共施設の活用	57
<b>第6章 ビジョンの推進に向けて</b>	59
1 ビジョンの推進体制	60
2 ビジョンの進行管理と評価指標	60
<b>第7章 資料</b>	63



はじめに・・・

# 誰もが心豊かに暮らせる “文化・芸術のまち 岸和田” の実現

岸和田市は、2023年、市制施行101年目をスタートしました

そして、「将来ビジョン・岸和田～“新・岸和田”づくりの総合計画」に基づく  
分野別計画として、「文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～」を策定し  
ました

これは、「将来ビジョン・岸和田」の基本理念である

『笑顔にあふれ、誰もが‘幸せ’を感じる都市の実現』をめざすため、  
笑顔と幸せを生み出す文化・芸術を創造していくための行政計画です

これまでの地域文化を継承しつつ、これから始まる岸和田の新しい文化・芸術の創造が  
日常生活のなかで、より身近になるよう

『誰もが心豊かに暮らせる “文化・芸術のまち岸和田”』をめざします



# 第1章

ビジョンの策定に当たって

## 1 ビジョン策定の背景と趣旨

---

### 〈1〉 「文化」の意義

文化は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜び、生きる力を与え、心豊かな生活を実現する上で欠かすことができないものです。また、文化を創造し、享受し、参加することは人々の生まれながらの権利であるとともに、さまざまな分野や立場の人々が、互いに理解し、認め合いながら、命の大切さや多様な価値観を尊重し、連携を図ることが重要です。このように、わたしたち一人ひとりが自己実現を図りながら心豊かに生活すること、それは真に豊かな社会の実現につながります。そのためには、人々が実際に生活する地域における文化振興の役割は重要です。

本市においても、市民自らが主体的に活発に文化を創り、育んできました。また、岸和田への愛着をもつ人々や地域のつながり、文化資源などに恵まれています。

このように、地域で育まれた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を養い、まちの個性や魅力向上が図られ、さらに産業や観光などに波及効果を生み出し、地域にぎわいや潤い、活性化をもたらす力があります。

一方、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に急速に広がり、人々の健康や経済等へ多大な影響を及ぼしました。また、令和4年に勃発したウクライナ紛争や令和5年にはイスラエルとハマスの戦闘をはじめ、世界情勢における政治・軍事・社会的な緊張の高まりが、その地域のみならず世界全体の社会的・経済的な先行きを不透明にしています。このような未曾有の困難と不安が取り巻く社会だからこそ、人々には心の糧である文化の力が不可欠なのです。

特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を磨き、生きる力を育てていくには、文化の力が欠かせません。それには、今を生きる私たち一人ひとりが、また団体や行政など社会全体が一丸となって取り組むことで、その次の子どもたちへと受け継がれていきます。そのサイクルを持続することで、豊かな社会の実現につながっていくのです。

## 〈2〉国や府、社会の動向

### ① 社会の動向

全国的な少子高齢化が進み、人口減少社会が到来する中で、デジタル化の急速な進展やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの普及によって、人と人とのつながりの形が変化し、人々の価値観や考え方方が多様化、複雑化しています。

そのような状況の中で、文化・芸術の担い手が減少するとともに、特に、地域文化を後世に伝えていく役割を担う子どもたちが減少しており、全国各地に存在する豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっています。

また、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場やホールなどの文化関係施設のほとんどが休館を余儀なくされ、文化団体やアーティストにとっての活動の場や、人々が文化・芸術に触れ親しむ機会が、数多く失われることとなりましたが、令和5年5月には新型コロナ感染症が感染症法上の5類に分類されたことに伴い、新しい生活様式の浸透などによる変化もあるものの、人々の活動は活発になり、文化活動においても急速に回復しつつあります。

### ② 国の動向

平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、国は、文化芸術立国の実現に向けた取組みを進めてきました。成立から15年を経た平成29年には、「文化芸術基本法」として改正され、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携や、乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する学校等、家庭や地域での重要性、年齢や障害の有無又は経済的な状況に関わらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備など、各関連分野の施策を法律の範囲に取り組むこととされました。そのことを受け、基本的施策において、「物品の保存」「展示」「知識・技能の継承」などを追加し、生活文化の例示に「食文化」を追加し、保護（保存・活用）や振興を図ることが盛り込まれました。

平成30年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。同計画では、文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承・発展・創造に活用・好循環させることを打ち出しています。同年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようすることを理念として掲げ、地方公共団体に対して、障害の有

無にかかわらない文化芸術活動の推進を行うことを求めていきます。

平成31年には「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会が総がかりで取り組んでいくことが示されました。

令和2年には「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、地域における文化観光を推進するための措置などが規定されました。

令和4年には「博物館法」が改正され、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中、同法では博物館の登録要件や事業、法律の目的等が見直されるとともに、博物館資料のデジタル・アーカイブ化、インターネットを通じた情報発信が博物館の事業として新たに追加されました。

また、令和4年3月には「文化芸術推進基本計画（第1期）中間評価報告書」が公表され、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をめぐる情勢や、文化芸術団体・文化施設をはじめとする文化芸術の担い手の活動の鈍化等、コロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、ウィズコロナ時代に相応しい計画を策定するとの方向性により、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が令和5年3月に策定されました。

### ③ 大阪府の動向

大阪府では、平成17年に「大阪府文化振興条例」を制定、平成18年に「大阪府文化振興計画」が策定されました。令和3年には「第5次大阪府文化振興計画」が策定され、『「文化共創都市 大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～』を目指す将来像として掲げ、誰もが、文化芸術活動を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる都市を目指しています。

また、大阪府・大阪市・大阪文化芸術創出事業実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般財団法人関西観光本部）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた文化芸術活動の機会創出を図るとともに、府民が多彩な文化芸術に親しめるよう、さまざまなジャンルの文化芸術プログラムを実施しています。

### 〈3〉 策定の目的

本市では、平成25年に施行した「岸和田市文化振興条例」に基づき、平成27年9月に「文化 花 咲かそう推進プラン-岸和田市文化振興プラン-」を策定し、「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」を基本理念として4つの基本目標を掲げ、文化振興の推進に関する取組を総合的・計画的に推進してきました。

本市では、文化振興条例において、文化の範囲を「文化芸術基本法」の基本的施策に例示されている文化芸術を基本とし、これらを振興することで、心豊かなまちづくりを推進していくとしています。ただし、文化とは多様なものであり、また社会状況により変化していくものです。そのため、文化振興条例が範疇とする文化を基本としつつも、それを取り巻くさまざまな資源・財産をも含めた総合的な文化活動の振興を図っていくこととしています。

前プランの策定以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、文化芸術活動において甚大な影響が生じるなど、文化を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中で、令和5年3月に改定された「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく文化芸術立国の実現に向けた国の取組みの動向や社会状況の変化、平成27年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）（注1）などにも対応し、前プランの基本目標を継承しつつ「誰もが心豊かに暮らせる“文化・芸術のまち岸和田”」の実現を図ることを目的として「文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～」（以下「本ビジョン」という。）を策定するものです。

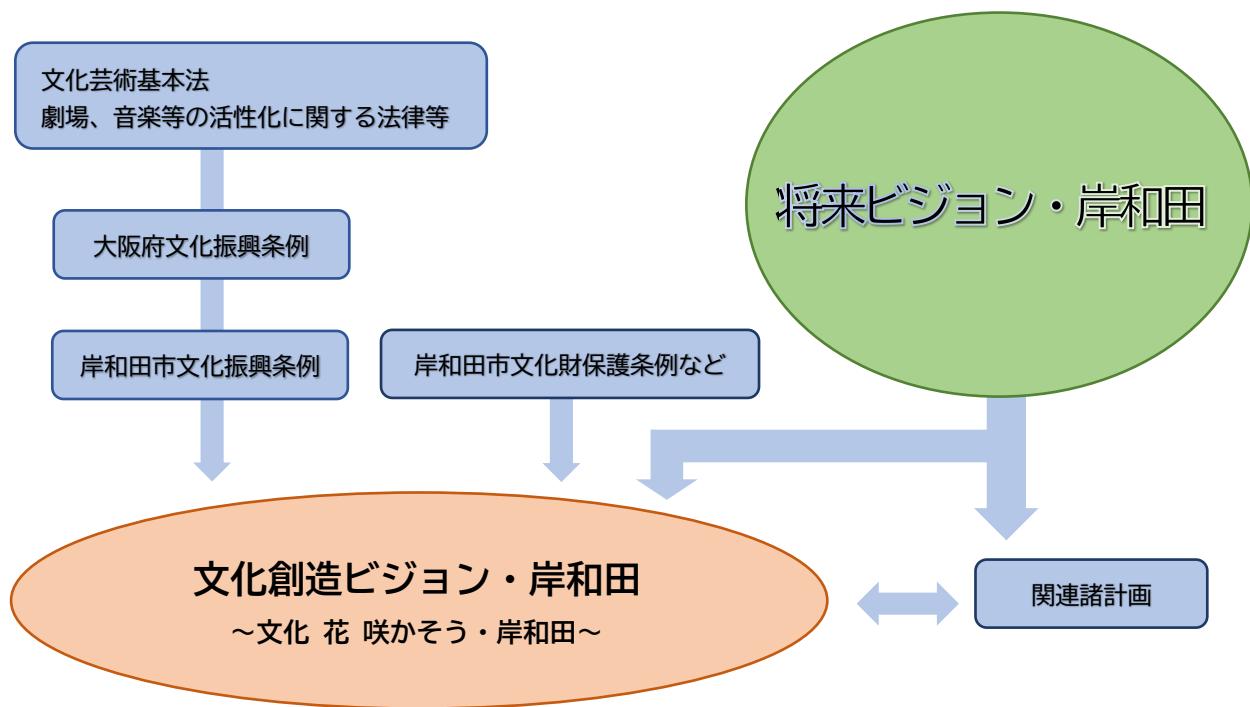
（注1）平成27年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」という理念、17のゴール（目標）と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標。



## 2 ビジョンの位置づけと計画期間

### 〈1〉 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは「文化芸術基本法」第7条の2に基づく「地方文化芸術推進基本計画」、また「岸和田市文化振興条例」第7条に基づく「文化振興計画」として策定するものです。また、「将来ビジョン・岸和田」の具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



### 〈2〉 ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

## 3 ビジョンの策定方法

---

本ビジョンの策定にあたり、文化振興への市民意識や文化活動の実施状況等を把握することを目的に、市民、文化団体、保育所(園)・幼稚園・小中学校へのアンケート調査を実施し、策定の参考としました。

策定体制については、庁内においては文化振興に関する担当部局による庁内連絡会議、庁内作業部会において素案の検討・調整を進めるとともに、市民代表や文化振興に関する関係者等によって構成される文化振興審議会、文化振興計画懇話会において、意見交換、審議を行いました。また、策定過程において案を公表し、広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

### ① アンケート調査

#### ○岸和田市民における芸術分野の取組に関するアンケート調査

16歳以上の市民から1,580名を無作為抽出し調査票を配布・回収。

回答数467件、回答率29.6%

#### ○岸和田市の文化団体における芸術分野の取組に関するアンケート調査

市内で活動を展開している文化団体から190団体を抽出し調査票を配布・回収。

回答数122件、回答率64.2%

#### ○保育所(園)・幼稚園・小中学校における芸術分野の取組に関するアンケート調査

市内の保育所・園・こども園・幼稚園・小中学校111施設に調査票を配布・回収。

回答数62件、回答率55.9%

### ② 策定体制

- 文化振興審議会（芸術・文化活動を行う団体を代表する者5名、学識経験者5名、公募市民2名）
- 文化振興計画懇話会（文化活動団体からの推薦者9名、公募委員1名）
- 文化振興計画策定庁内連絡会議（関係部課長による庁内組織）
- 文化振興計画策定庁内作業部会（関係課職員による庁内組織）
- 政策調整会議・政策決定会議（ビジョン案審議・承認）

### ③ パブリックコメントの実施

令和5年10月1日から10月31日まで

## 第1章 ビジョンの策定に当たって

## 第 2 章

### 岸和田市における文化の現状と課題

## 1 岸和田市の文化の背景とあゆみ

---

### 〈1〉地理的な特徴とまちの成り立ち

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪の中心から約20km、関西国際空港から約10kmの距離にあります。北東を和泉市と忠岡町、南西を貝塚市、北西は大阪湾を望み、南東は和泉葛城山で和歌山県に接しています。市の面積は72.72平方km（令和5年1月1日時点）、人口は189,396人（令和5年1月1日時点）となっています。

市域は、海から山にかけての長い形状になっており、臨海部、平野部、丘陵部、山地部に区分されています。豊かな自然と穏やかな気候により、水産物や農産物にも恵まれ、岸和田城などの文化財、世界かんがい遺産になっている久米田池など多くの歴史的遺産があります。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岸和田藩岡部氏の城下町として発達し、大阪南部の経済・文化の中心的な役割を果たしてきました。幕末期の嘉永5年（1852年）には、岸和田藩講習館が創設され、その翌年には、吉田松陰にも少なからず影響を与えた、有名な儒者である相馬九方そうまきゅうほうが教官に招かれています。彼の指導により、明治期に活躍する多くの人材が育てられています。

その後、明治中期以後の紡織工業の開発とともに、岸和田市を中心とした一帯は一大工業地帯として発展し、大正11年には府内で3番目に市制が施行され、令和4年に市制施行100周年を迎えました。

### 〈2〉文化発展のあゆみ

終戦間もない昭和24年に岸和田市文化祭が開催され、翌年には、公募展である市展の開催が始まるとともに公民館が開館するなど、市民を中心とした地域文化活動が盛んに行われるようになりました。昭和59年には文化会館（マドカホール）が開館しています。

文化会館（マドカホール）は、市民がホールの構想・設計の段階から意見を出し、関わりながら建設されたもので、オープン後も催しの企画・運営を市民団体による運営委員会が主導して行い、行政はそのサポートを行うという市民参加型の公共ホールとして運営されるなど、先駆け的な存在として注目を集めました。また、平成3年には公共施設である自泉会館の管理と運営を当時の岸和田市市民文化事業協会に委託したことが高く評価され、全国の公立文化施設の関係者の間では、この運営形態が「岸和田方式」と呼ばれ、注目を集めました。

昭和63年には、我が国考古学の先駆者で岸和田市にゆかりが深い濱田耕作（号、青陵）博士没後50年を記念し「濱田青陵賞」を本市と朝日新聞社で創設し、考古学や歴史文化

に関して顕著な業績のあった新進の研究者や団体を選考し、表彰しています。

平成になると旧港再開発の整備が始まり、平成14年には、伝統芸能、演劇、オペラ、クラシックコンサートからコンベンションまで幅広いニーズに対応できる、大・小ホールのほか、充実した設備を備えた浪切ホールが開館されました。

平成25年には岸和田市文化振興条例が施行され、平成27年9月に「文化 花 咲かそう推進プラン」が策定されました。

現在、本市では、文化活動の包括的な取り組みをしている岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の3つの文化団体のほか、各種文化団体及び市民が、それぞれ自発的に、そして活発的に文化活動を展開しています。主たる活動と発表の場としては、浪切ホール、文化会館（マドカホール）、自泉会館、公民館、市民センター、民間ホールなどとなっており、身近な場所での活動が盛んです。

また、本市には、「杉江能楽堂」（注1）や、「むくの木ホール」といった、民間が管理運営を行っている文化施設があります。両施設は、「劇場及び音楽堂等の活性化に関する法律」で定めた劇場、音楽堂等にあたり、それぞれが自主的に活発な活動を展開し、文化の発信拠点として取り組んでいます。

（注1）杉江能楽堂：観世流能楽師・杉江櫻園が、岸和田藩最後の城主・岡部長職から城内にあった能舞台の一部を譲り受け、大正6年建立。現存する民間の能楽堂としては、大阪府下で最古である。令和4年、国の登録有形文化財になった。

## 2 市民・団体及び保育・教育関係施設の意識

### 〈1〉アンケート調査結果（抜粋）

文化振興への市民意識や文化活動の実施状況等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は、平成27年9月「文化 花 咲かそう推進プラン」策定時に行ったアンケート調査（平成25年11月～平成26年1月に実施）を前回とし、その比較を行いました。

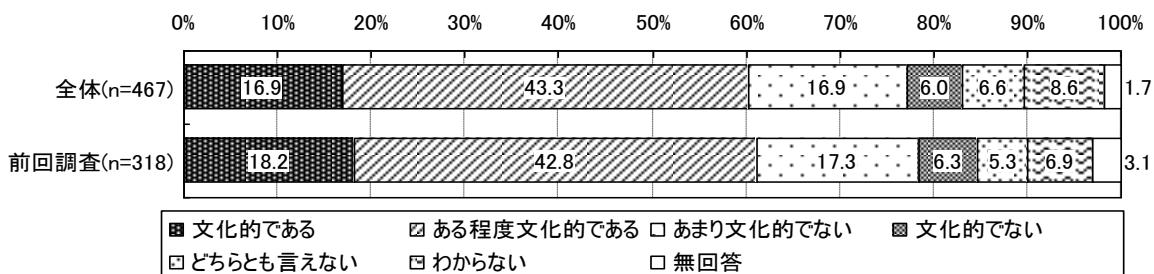
#### ①調査概要

	一般市民	文化団体	保育所(園)・幼稚園・小中学校
対象	16歳以上の市民1,580名 (無作為抽出)	市内で活動を展開している文化団体190団体	市内の保育所・園・こども園・幼稚園・小中学校111施設
期間	令和4年8月1日（月）～8月31日（水）		
回答数	467件	122件	62件
回答率	29.6%	64.2%	55.9%

#### ②アンケート調査結果（一般市民）

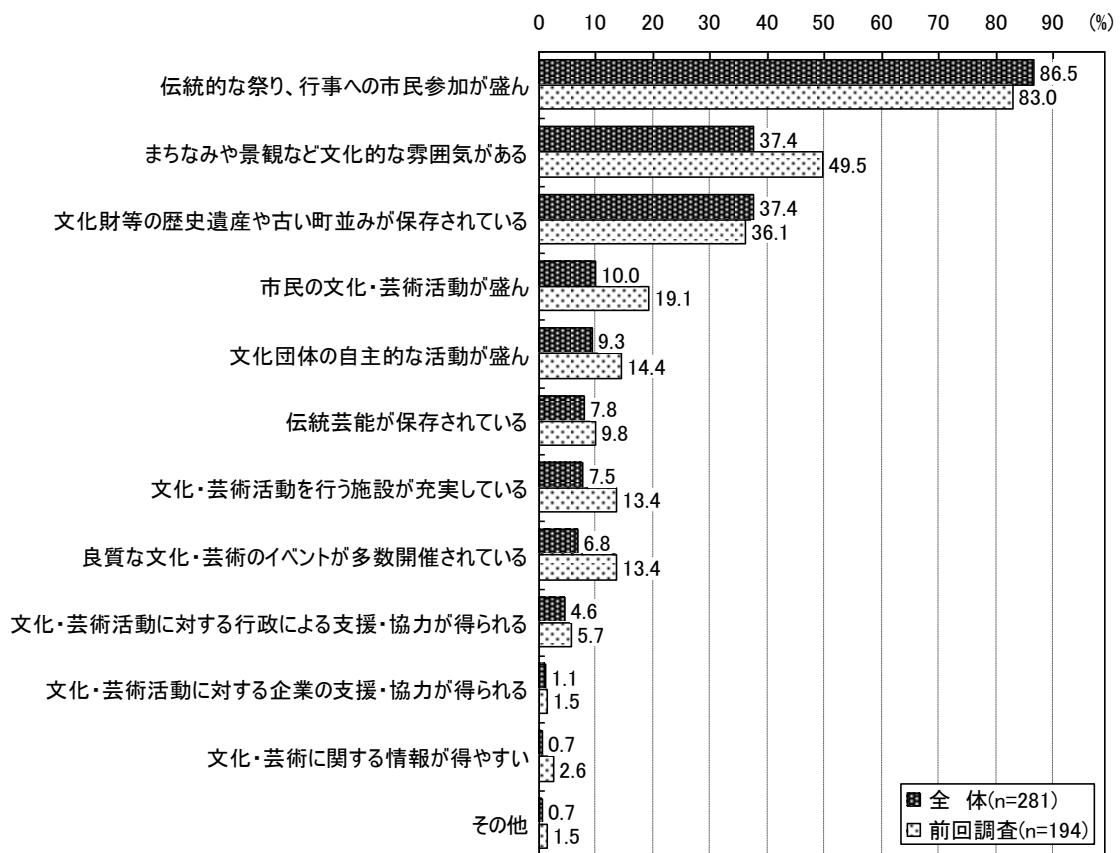
伝統的な祭りや歴史的景観が評価される一方で、文化・芸術イベントの開催や市民による活動の活発さ等については認識されていません。

##### ◆岸和田市は文化的なまちだと思いますか。（○はひとつだけ）



○岸和田市について「文化的である」「ある程度文化的である」と答えた人を合計すると、60.2%の人が文化的なまちだと回答しています。

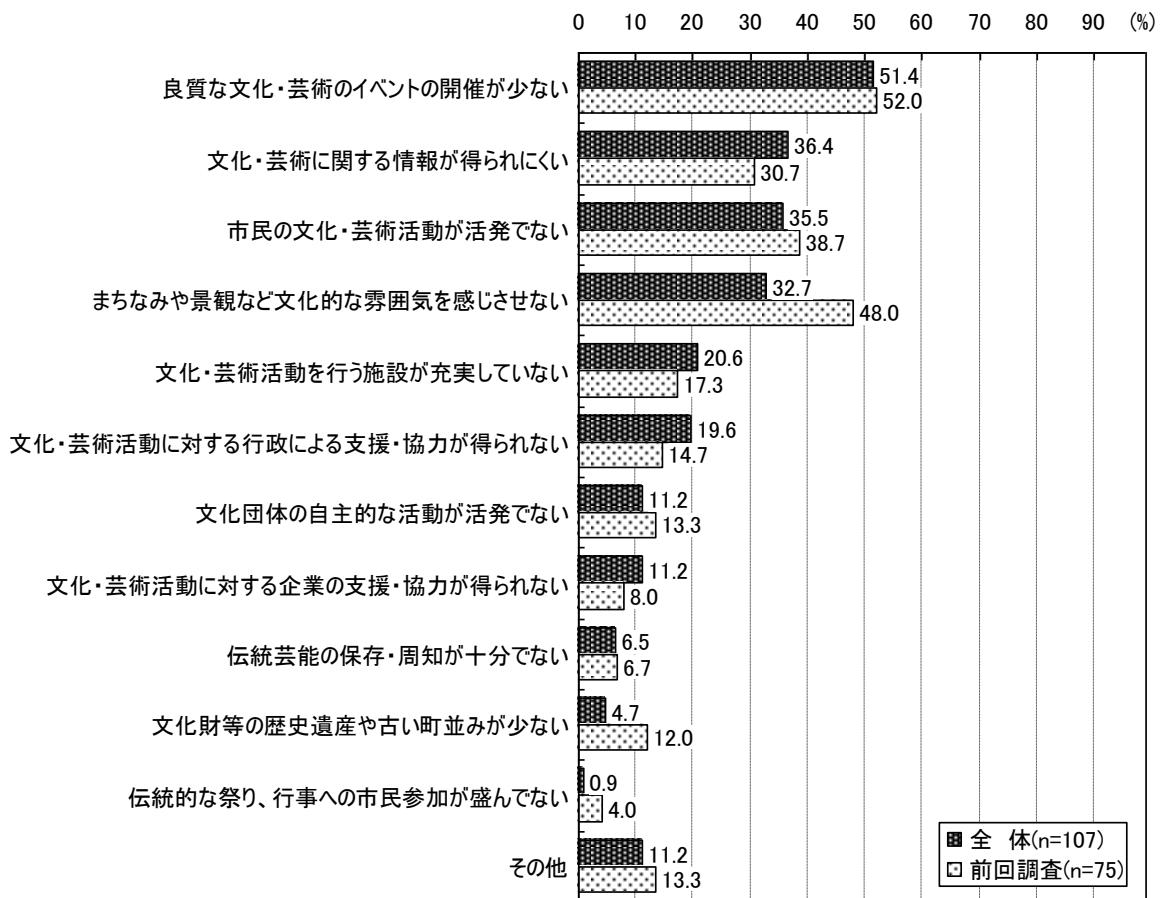
## ◆文化的であると思う理由はどうしてですか。(○は3つまで)



○文化的であると思う理由について、「伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん」という人が86.5%と最も多く、次いで「まちなみや景観など文化的な雰囲気がある」「文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている」が37.4%などと続いています。

○前回調査と比較すると、「伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん」と「文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている」以外の項目において大きく減少する結果となっています。

## ◆文化的ではないと思う理由はどうしてですか。(○は3つまで)

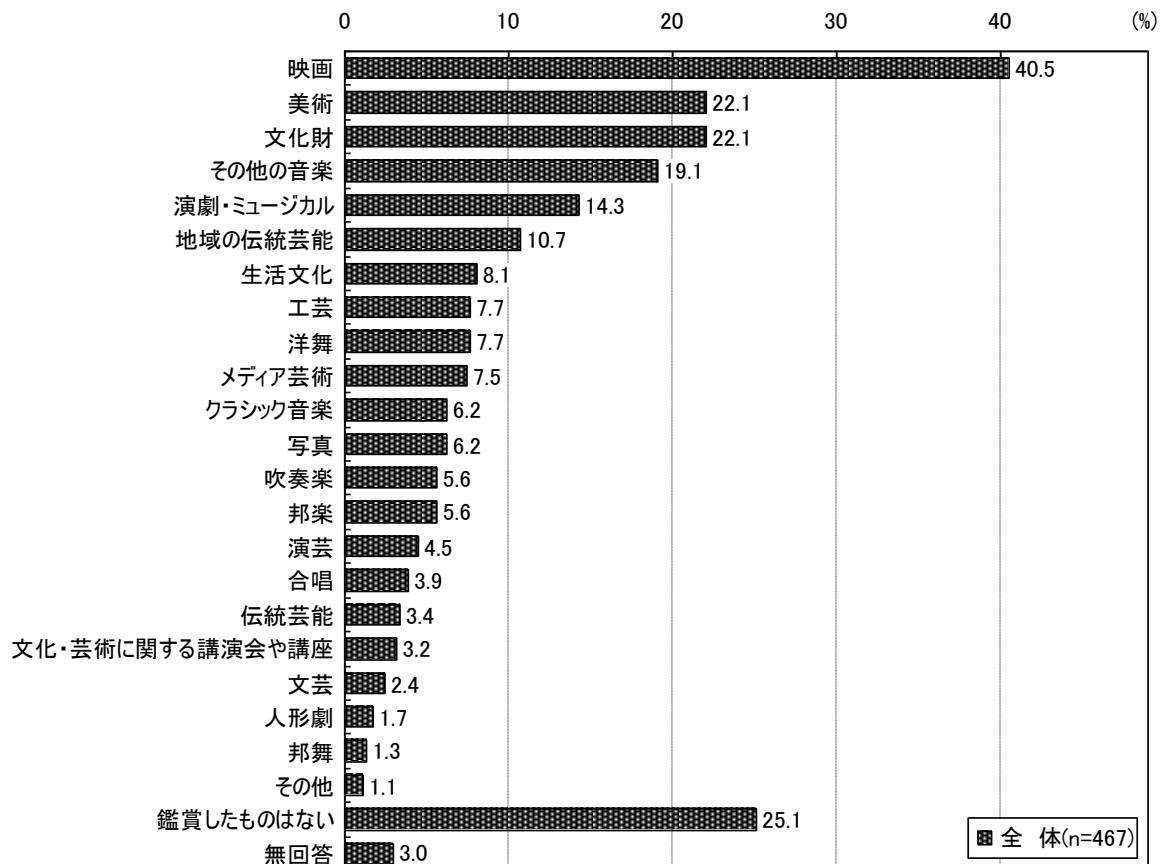


○文化的ではないと思う理由について、「良質な文化・芸術のイベントの開催が少ない」という人が51.4%と最も多く、次いで「文化・芸術に関する情報が得られにくい」が36.4%などと続いています。

○前回調査と比較すると、「まちなみや景観など文化的な雰囲気を感じさせない」が大きく減少する一方で、「文化・芸術に関する情報が得られにくい」や「文化・芸術活動に対する行政による支援・協力が得られない」などの項目が増加しています。

過去1年間に何らかの文化・芸術を直接鑑賞した人は71.9%を占めていますが、内容別に見ると映画が多くみられます。

◆過去1年間に、公演や映画、美術作品などの文化・芸術を直接鑑賞されたものがありますか。(○はいくつでも。ただし自宅での鑑賞は含みません。)



○過去1年間に直接鑑賞したものについて、「映画」が40.5%と最も多く、次いで「美術」「文化財」が22.1%、「その他音楽」19.1%などと続いています。

美術…洋画・日本画・版画など

文化財…遺跡・伝統建築物・仏像など

その他の音楽…ジャズ・童謡・歌謡曲・J-POPなど

地域の伝統芸能…盆踊り・祭り太鼓など

生活文化…華道・茶道・フラワーアレンジメント・手芸・園芸・ペン習字など

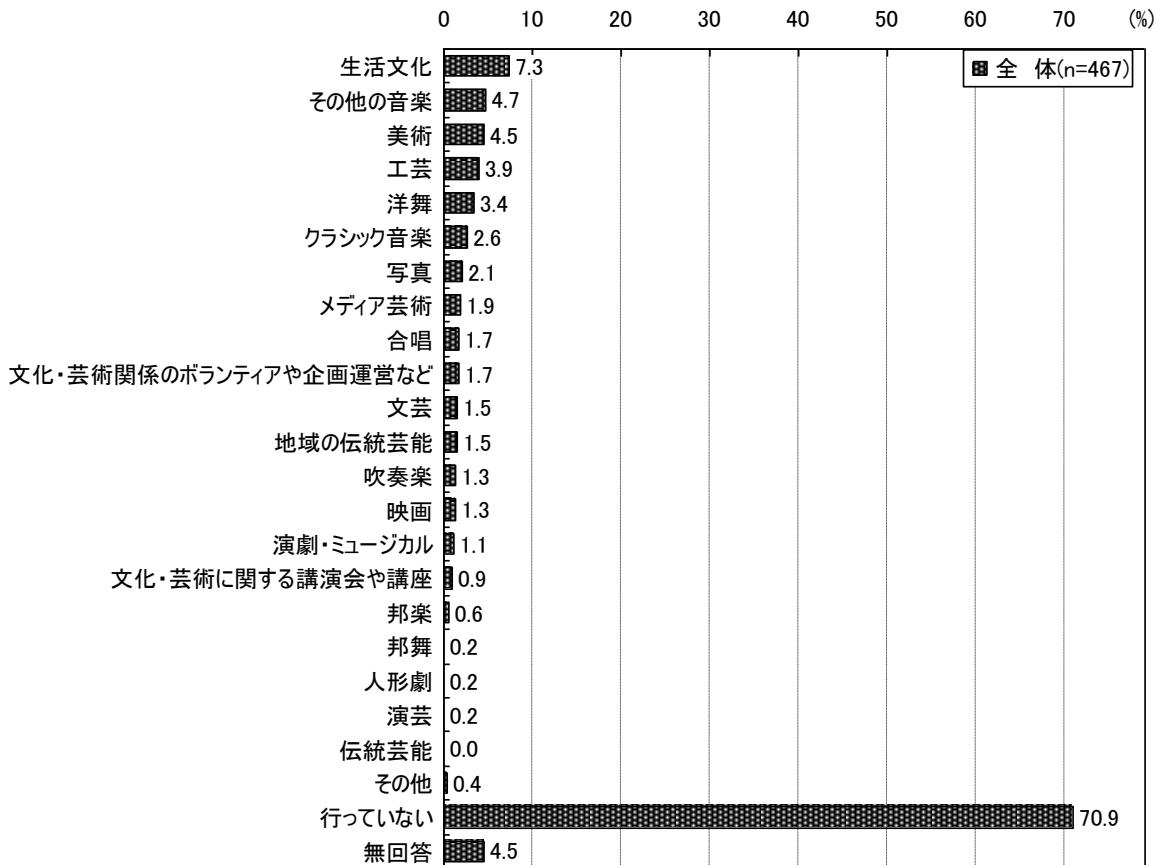
工芸…彫刻・陶芸・染織など

洋舞…舞踏・バレエ・ヒップホップダンス・ジャズダンス・フラダンスなど

メディア芸術…映像編集・アニメーション・マンガ・コンピューターグラフィックスなど

過去1年間に何らかの創造活動を行った人は24.6%にとどまっています。

◆過去1年間に、演奏や演じる、創作するという文化・芸術の創造活動を行ったものがありますか。(○はいくつでも)



○過去1年間に行った創造活動について「行っていない」という人が70.9%を占めており、特に男性では「行っていない」が81.4%と多くなっています。

○創造活動を行っている人では「生活文化」が7.3%、「その他音楽」が4.7%、「美術」が4.5%などとなっています。

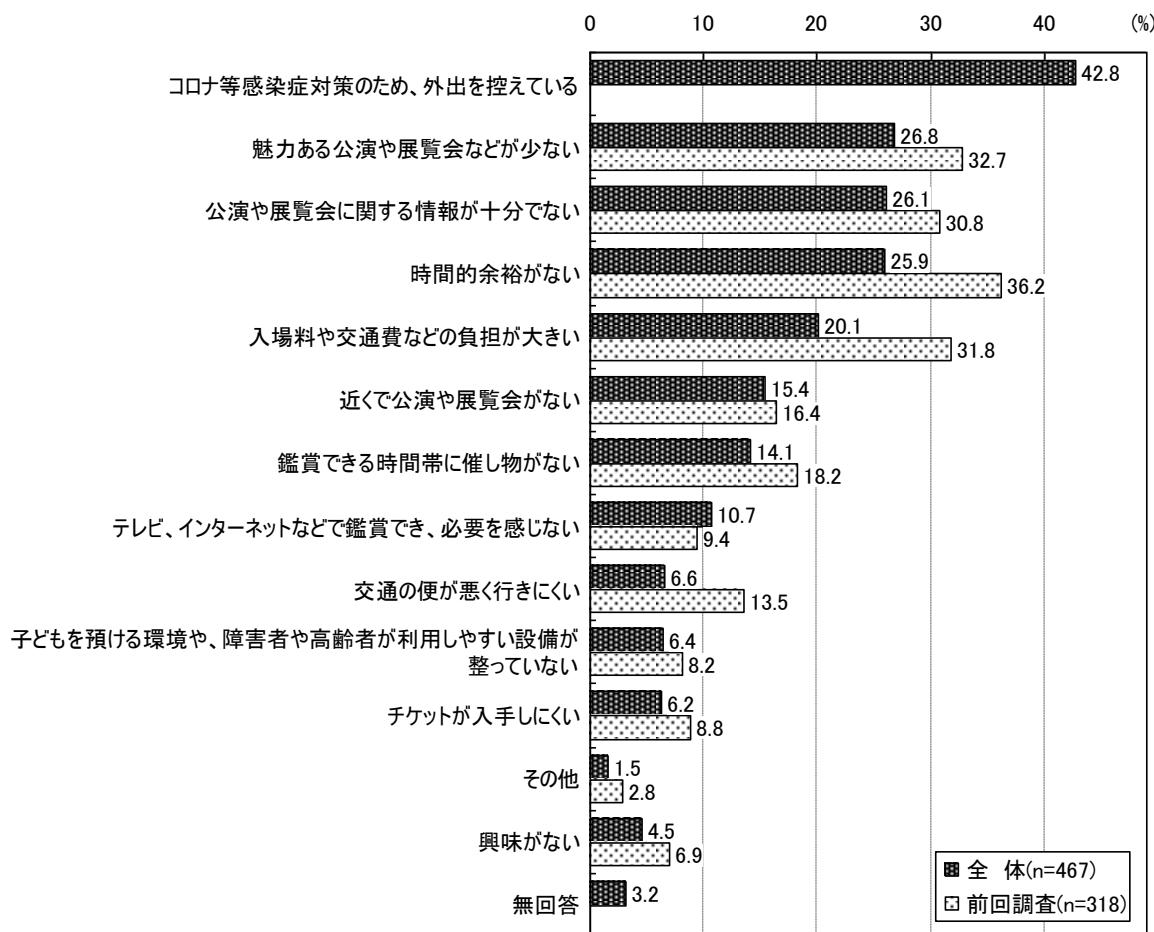
生活文化…華道・茶道・フラワーアレンジメント・手芸・園芸・ペン習字など

その他の音楽…ジャズ・童謡・歌謡曲・J-POPなど

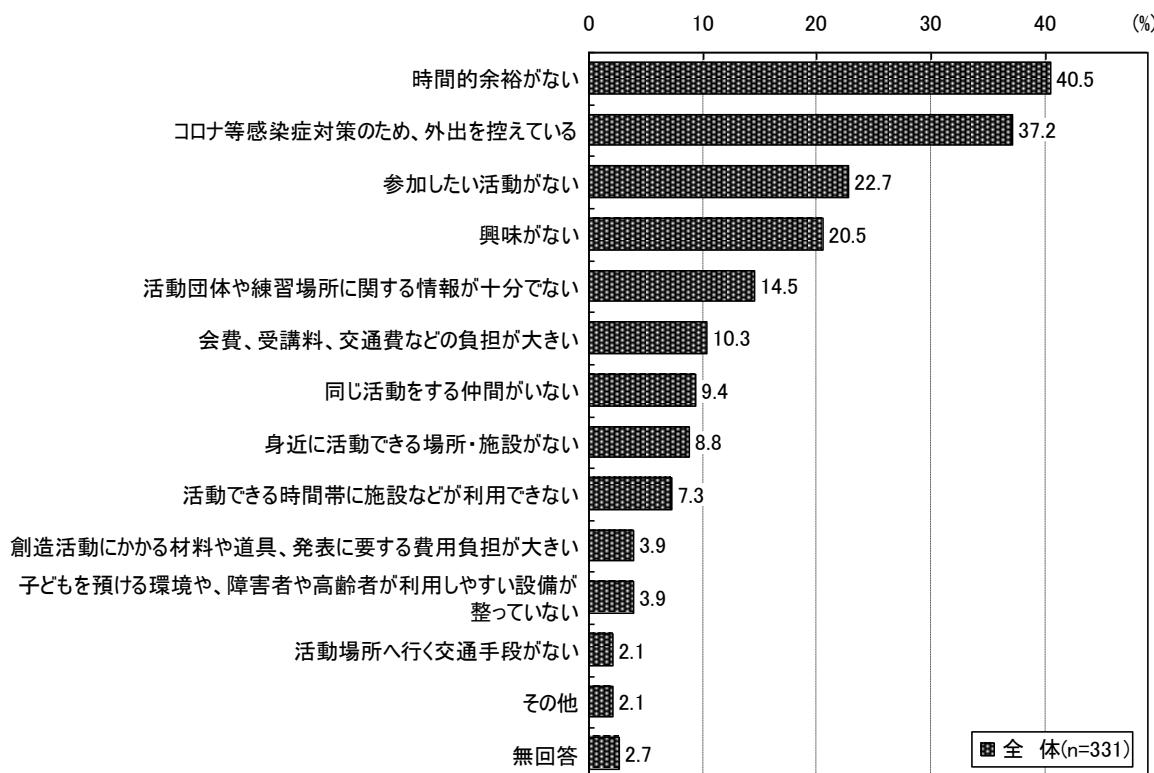
鑑賞、創造活動とも新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けています。

◆文化・芸術の鑑賞において、鑑賞の支障となるものは何だと思いますか。(○は3つまで)

○鑑賞の支障となるものについて、「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が42.8%と最も多く、次いで「魅力ある公演や展覧会などが少ない」が26.8%、「公演や展覧会に関する情報が十分でない」26.1%、「時間的余裕がない」が25.9%などと続いている。



◆文化・芸術の創造活動を行っていない理由は何ですか。(○は3つまで)

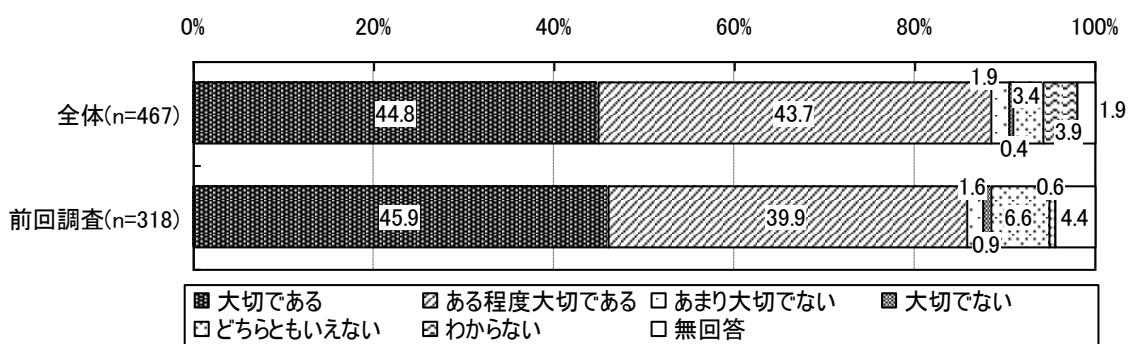


○創造活動を行っていない理由について、「時間的余裕がない」が40.5%と最も多く、次いで「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が37.2%、「参加したい活動がない」が22.7%などとなっています。

○年齢別にみると、10~30歳代では「興味がない」が33.8%、60歳以上では「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が47.6%と多くなっています。

文化にふれることについては、90%近い人が大切だと感じています。

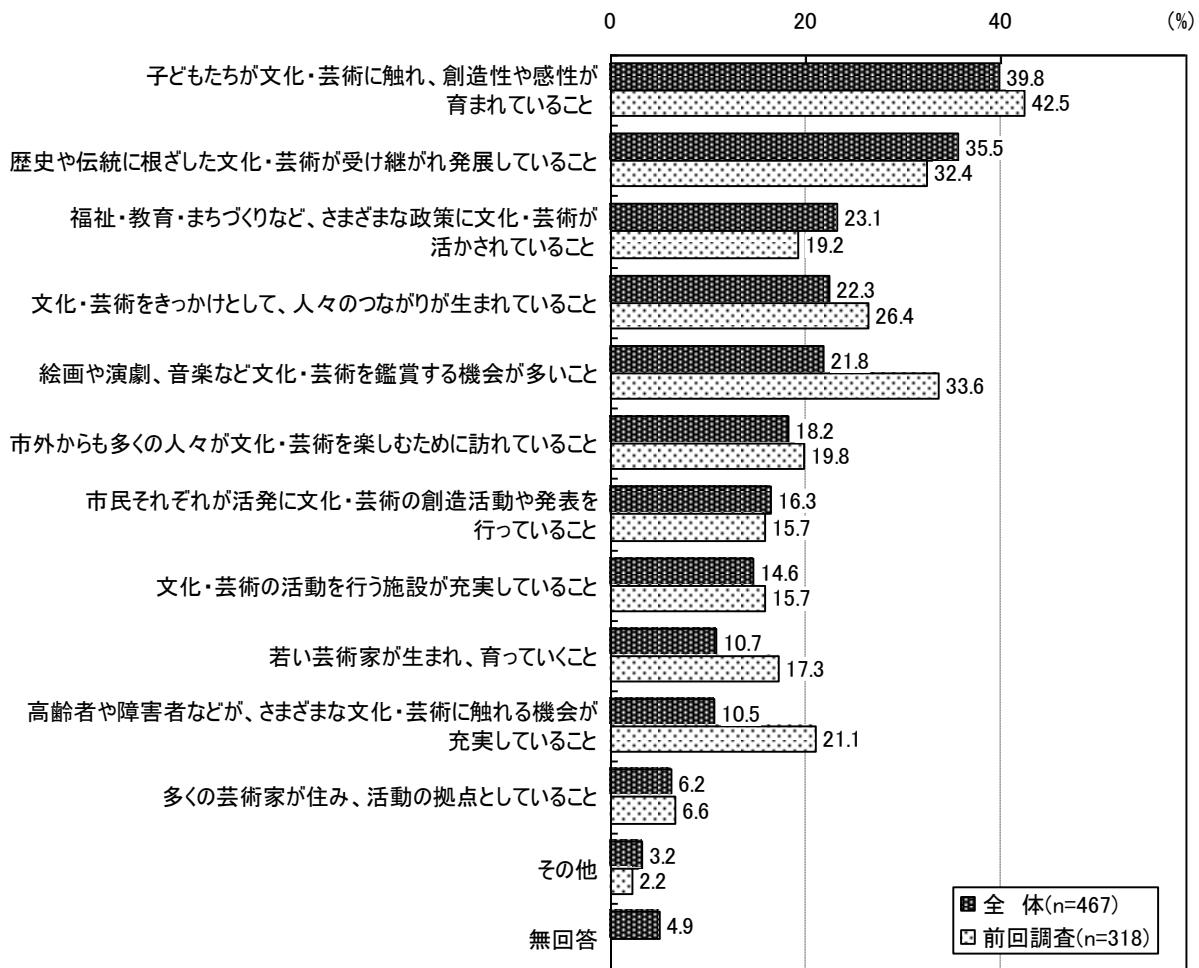
◆日常生活の中で文化・芸術の鑑賞をしたり、ご自身で創造する活動を行うなど文化にふれることは、大切なことだと思いますか。(○はひとつだけ)



○文化にふれることについて「大切な人」「ある程度大切な人」と答えた人を合計すると、88.5%の人が大切であると回答しています。

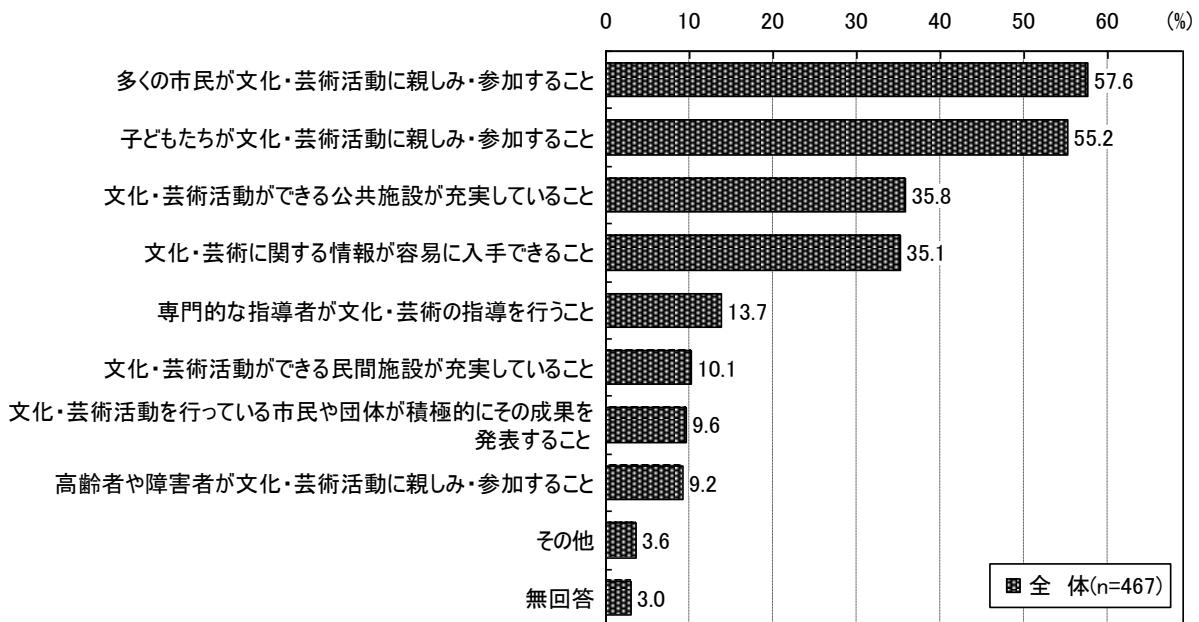
今後の方針として、多くの市民が文化・芸術にふれる機会を増やすこと、特に、子どもたちに対する取組が重視されています。

- ◆ 「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」と聞いてどのようなイメージを感じますか。(○は3つまで)



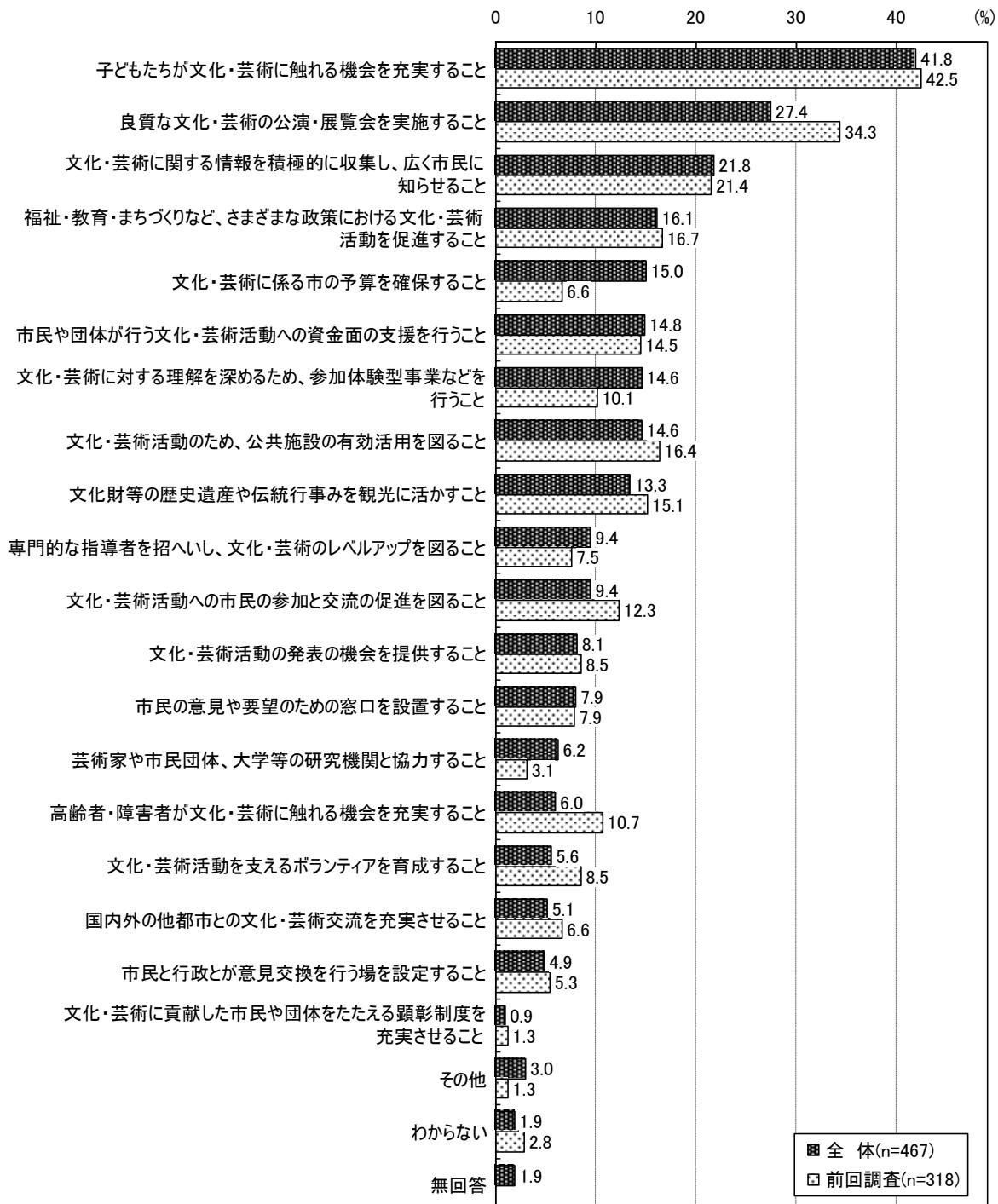
○イメージするものについて、「子どもたちが文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれていること」が39.8%と最も多い、次いで「歴史や伝統に根ざした文化・芸術が受け継がれ発展していること」が35.5%、「福祉・教育・まちづくりなど、さまざまな政策に文化・芸術が活かされていること」が23.1%、「文化・芸術をきっかけとして、人々のつながりが生まれていること」が22.3%などと続いています。

## ◆文化・芸術の振興のために、何が重要なことだと思いますか。(○は3つまで)



○文化・芸術の振興のために重要なことについて、「多くの市民が文化・芸術活動に親しみ・参加すること」が57.6%と最も多く、次いで「子どもたちが文化・芸術活動に親しみ・参加すること」が55.2%、「文化・芸術活動ができる公共施設が充実していること」が35.8%、「文化・芸術に関する情報が容易に入手できること」が35.1%などと続いている。

◆文化・芸術の振興のために、行政（岸和田市）は、どのようなことをすべきだと思いますか。（○は3つまで）



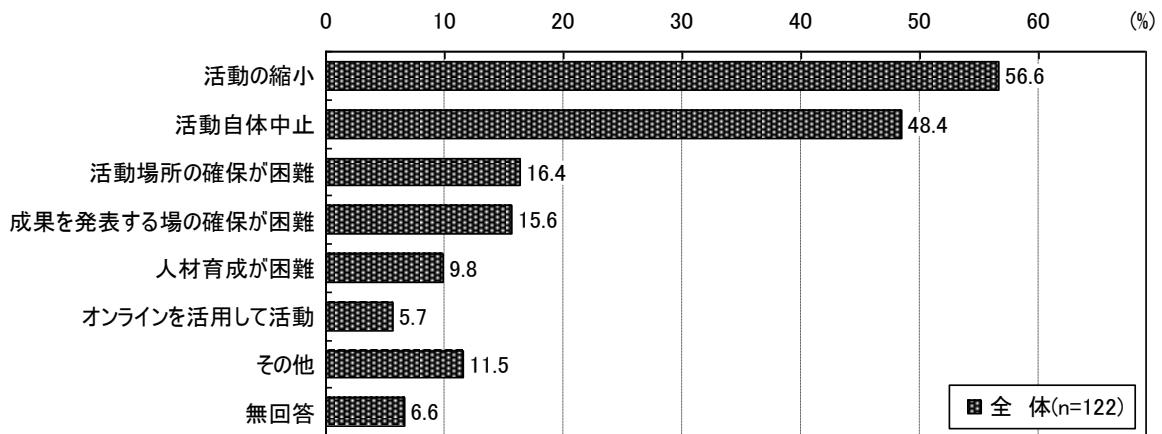
○文化・芸術の振興のために行政がすべきことについて、「子どもたちが文化・芸術にふれる機会を充実すること」が41.8%と最も多く、次いで「良質な文化・芸術の公演・展覧会を実施すること」が27.4%などと続いています。

○前回調査と比較すると、「文化・芸術に係る市の予算を確保すること」が増加し、「高齢者・障害者が文化・芸術にふれる機会を充実すること」が減少する結果となっています。

### ③アンケート調査結果（文化団体）

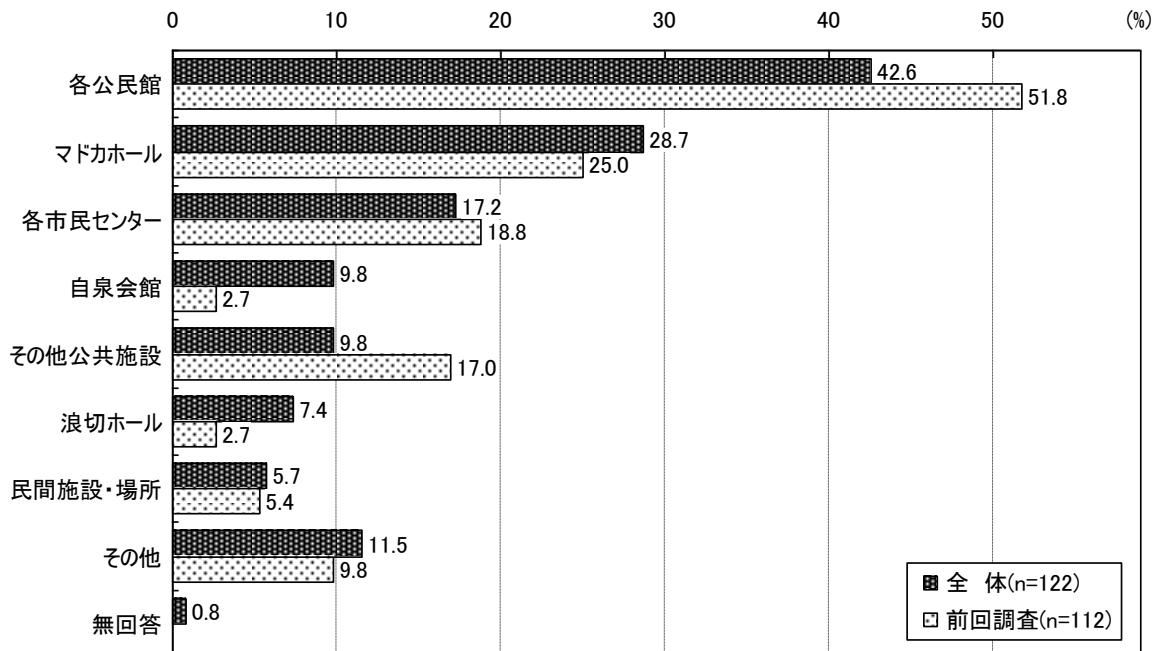
新型コロナウイルス感染症により活動の中止・縮小を余儀なくされた団体が多く、会員の確保、後継者の育成が課題となっています。

◆コロナで活動にどのような影響や変化がありましたか。（○は3つまで）



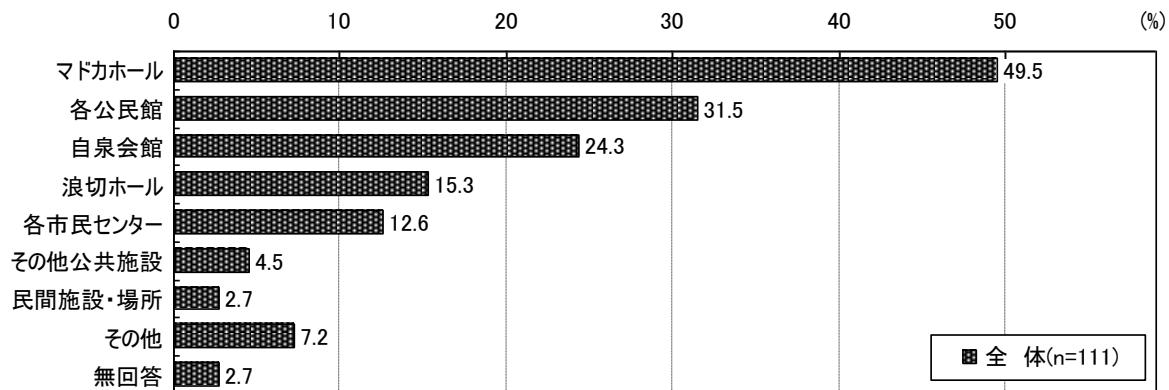
○コロナによる活動への影響について、「活動の縮小」が56.6%と最も多く、次いで「活動自体中止」が48.4%などとなっています。

◆日常の練習や創作など、活動場所として主に利用している施設をお聞かせください。  
(○はいくつでも)



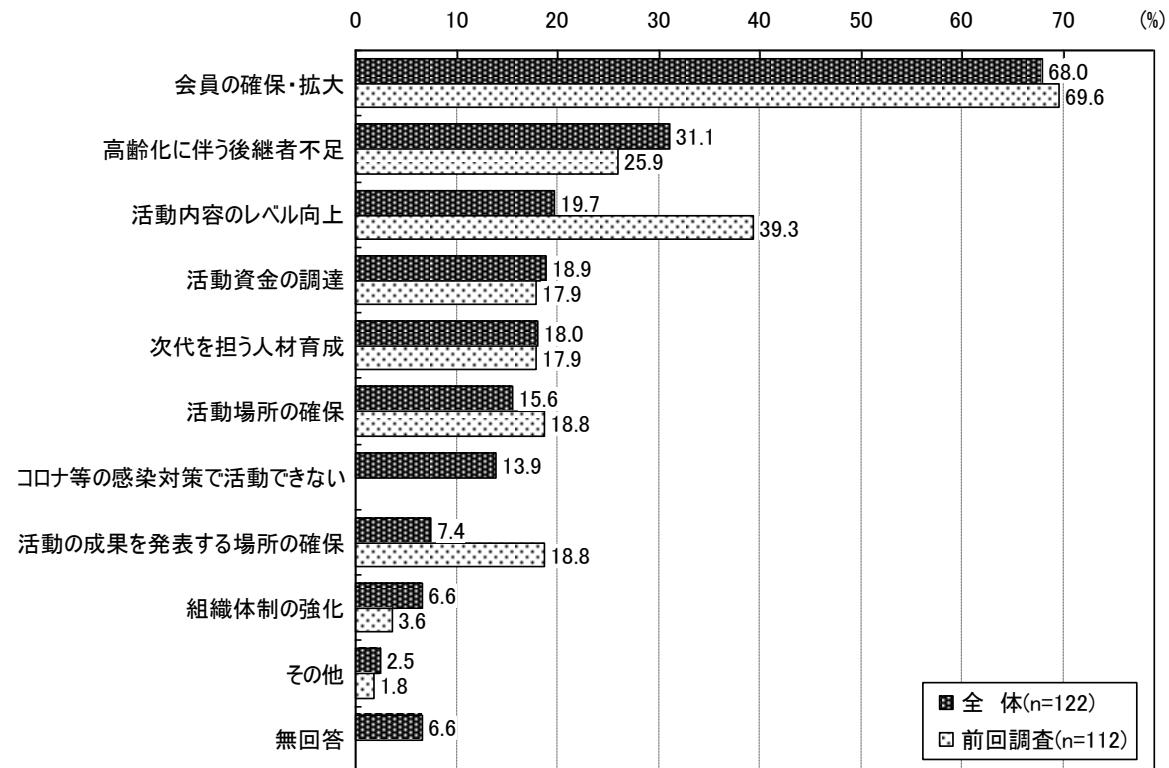
○主に利用している施設について、「各公民館」が42.6%と最も多く、次いで「マドカホール」が28.7%、「各市民センター」が17.2%などと続いています。

◆団体の活動成果を発表する場所として、主に利用している施設・場所またはその他の機会をお聞かせください。(○はいくつでも)



○活動成果を発表する場所について、「マドカホール」が49.5%と最も多く、次いで「各公民館」が31.5%、「自泉会館」が24.3%などとなっています。

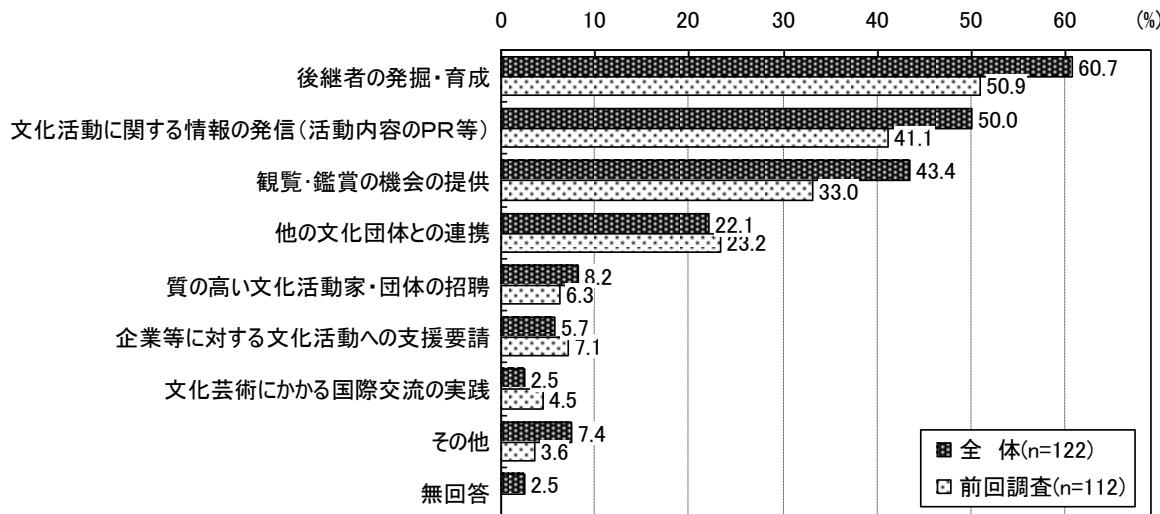
◆団体の活動を行っていくにあたり、どのような課題をお持ちですか。(○は3つまで)



○団体活動を行っていくうえでの課題について、「会員の確保・拡大」が68.0%と最も多く、次いで「高齢化に伴う後継者不足」が31.1%、「活動内容のレベル向上」が19.7%などと続いている。

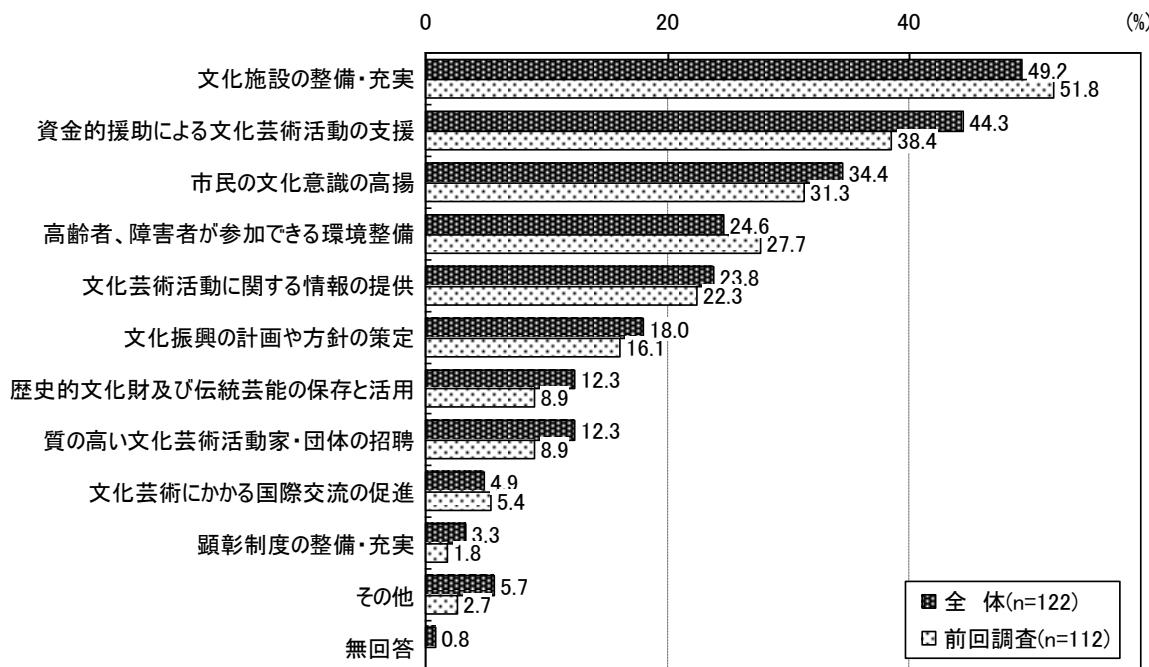
○前回調査と比較すると、「活動内容のレベル向上」や「活動の成果を発表する場所の確保」が減少し、「高齢化に伴う後継者不足」が増加する結果となっています。

◆団体の活動を行っていくにあたり、団体自らが行うものとして何が大切だとお考えでしょうか。(○は3つまで)



○団体活動を行っていくうえで団体自らが行うべきものについて、「後継者の発掘・育成」が60.7%と最も多く、次いで「文化活動に関する情報の発信(活動内容のPR等)」が50.0%、「観覧・鑑賞の機会の提供」が43.4%などと続いています。

◆団体の活動を行っていくにあたり、市が行うものとして何が大切だとお考えでしょうか。(○は3つまで)



○団体活動を行っていくうえで市が行うべきものについて、「文化施設の整備・充実」が49.2%と最も多く、次いで「資金的援助による文化・芸術活動の支援」が44.3%、「市民の文化意識の高揚」が34.4%などと続いています。

#### ④アンケート調査結果（保育所(園)・幼稚園・小中学校）

鑑賞・体験事業の内容は、音楽、演劇・人形劇が中心です。新型コロナウィルス感染症により令和2・3年度の鑑賞・体験事業が大幅に減少しています。

◆令和元年度までさかのぼり、貴所・貴園・貴校が主催する、所属する児童（所属児童全員、または年齢単位で実施するもの）、生徒（全学年児童・生徒、または学年単位で実施するもの）を対象とした、芸術家・団体による芸術（音楽・演劇・舞踊・古典芸能・美術等）分野の鑑賞または体験事業を実施したことがありますか。

	公立保育所 (n=13)	民間保育園 ・こども園 (n=14)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=10)	小学校 (n=14)	中学校 (n=9)	合計 (n=62)
実施	9	7	2	8	14	0	40
未実施	3	6	0	2	0	9	20
無回答	1	1	0	0	0	0	2

○回答のあった保育所(園)・幼稚園・小中学校のうち、40施設で芸術分野の鑑賞や体験事業を実施しています。

◆上記の質問のうち、鑑賞または体験事業を実施したと回答した40施設のうち、令和元年度から4年度まで年度ごとの施設数は以下のとおりです。※ただし、令和4年度は予定を含む

	公立保育所 (n=9)	民間保育園 ・こども園 (n=7)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=8)	小学校 (n=14)	合計 (n=40)
令和元年度	9	7	1	3	12	32
令和2年度	8	6	2	0	2	18
令和3年度	8	5	1	4	4	22
令和4年度	9	5	0	7	11	32

○令和元年度から4年度にかけての実施状況をみると、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度・3年度の実施施設数が減少しています。また、事業の内容については、各年度を通じて演劇・人形劇や音楽等の鑑賞事業を屋内で実施する施設が多くなっています。

◆鑑賞事業・体験事業を実施しない、もしくは実施しづらい理由は何ですか。

	公立保育所 (n=3)	民間保育園 ・こども園 (n=6)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=2)	中学校 (n=9)	合計 (n=22)
芸術家・実演団体の出演料・委託料の捻出	0	3	1	2	2	8
カリキュラムとの兼ね合いで実施する時間がない	0	1	0	0	6	7
芸術家・実演団体を受け入れる環境が整わない(会場の確保・設備など)	0	0	0	0	4	4
芸術家・実演団体を選択するにあたり、手段や交渉等がわからない	0	1		1	0	2
実施したいと思う芸術家・実演団体がない、またはわからない	0	1		1	0	2
従前より実施していないから	0	1	0	1	4	6
実施する必要性を感じないから	0	1	0	0	0	1
コロナ等感染症の対策のため	3	1		1	6	11
マドカホールまでの交通手段が不便				1		1
その他	0	2	1	0	0	3
無回答	0	0	0	0	0	0

○鑑賞体験事業を実施していない理由としては、「コロナ等感染症の対策のため」が最も多く、次いで「芸術家・実演団体の出演料・委託料の捻出」、「カリキュラムとの兼ね合いで実施する時間がない」、「従前より実施していないから」の順となっています。

◆児童・生徒に対して芸術分野を鑑賞させたり、体験させることへの意義や必要性を感じますか。

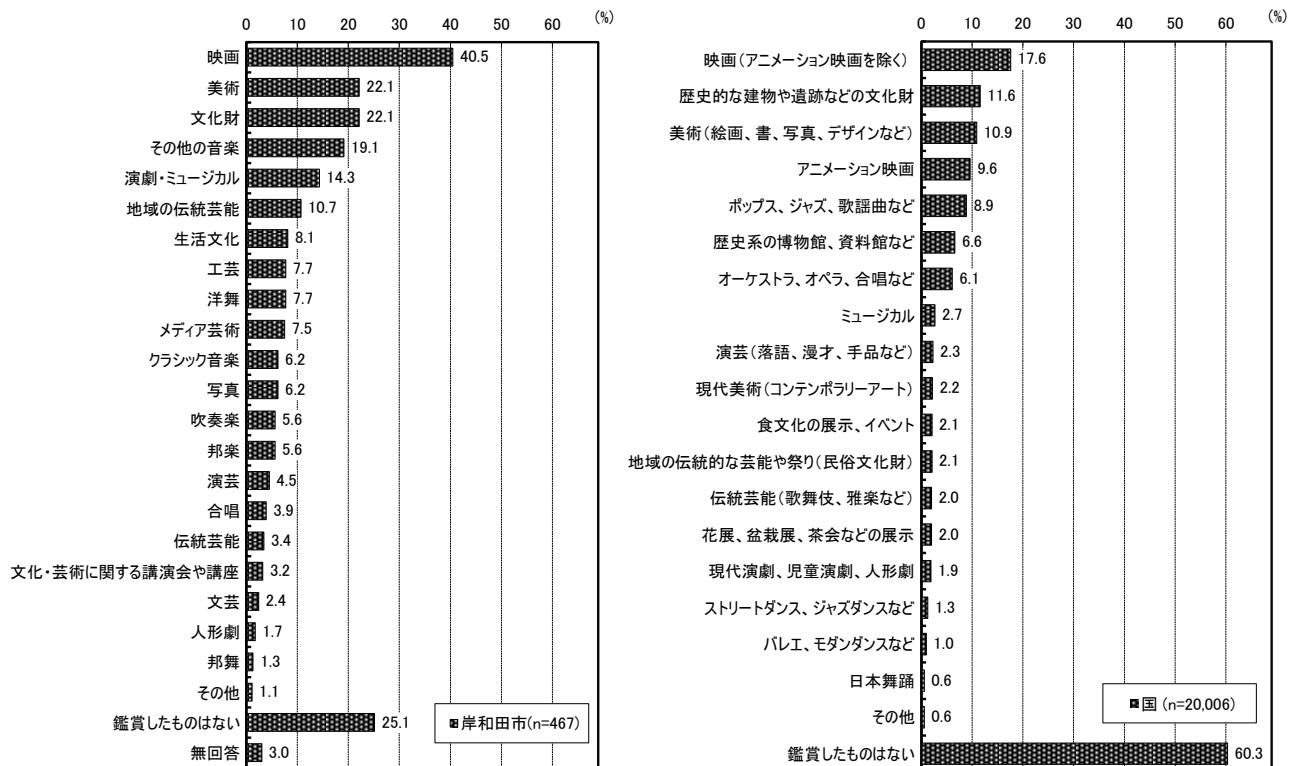
	公立保育所 (n=13)	民間保育園 ・こども園 (n=14)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=10)	小学校 (n=14)	中学校 (n=9)	合計 (n=62)
大変必要である	10	9	2	9	9	4	43
ある程度必要である	3	5	0	1	4	3	16
どちらともいえない	0	0	0	0	0	2	2
あまり必要であると感じない	0	0	0	0	0	0	0
必要でない	0	0	0	0	0	0	0
わからない	0	0	0	0	0	0	0
無回答	0	0	0	0	1	0	1

○「大変必要である」が69.4%、「ある程度必要である」が25.8%となっています。

## 〈2〉アンケート調査から見える本市の傾向について

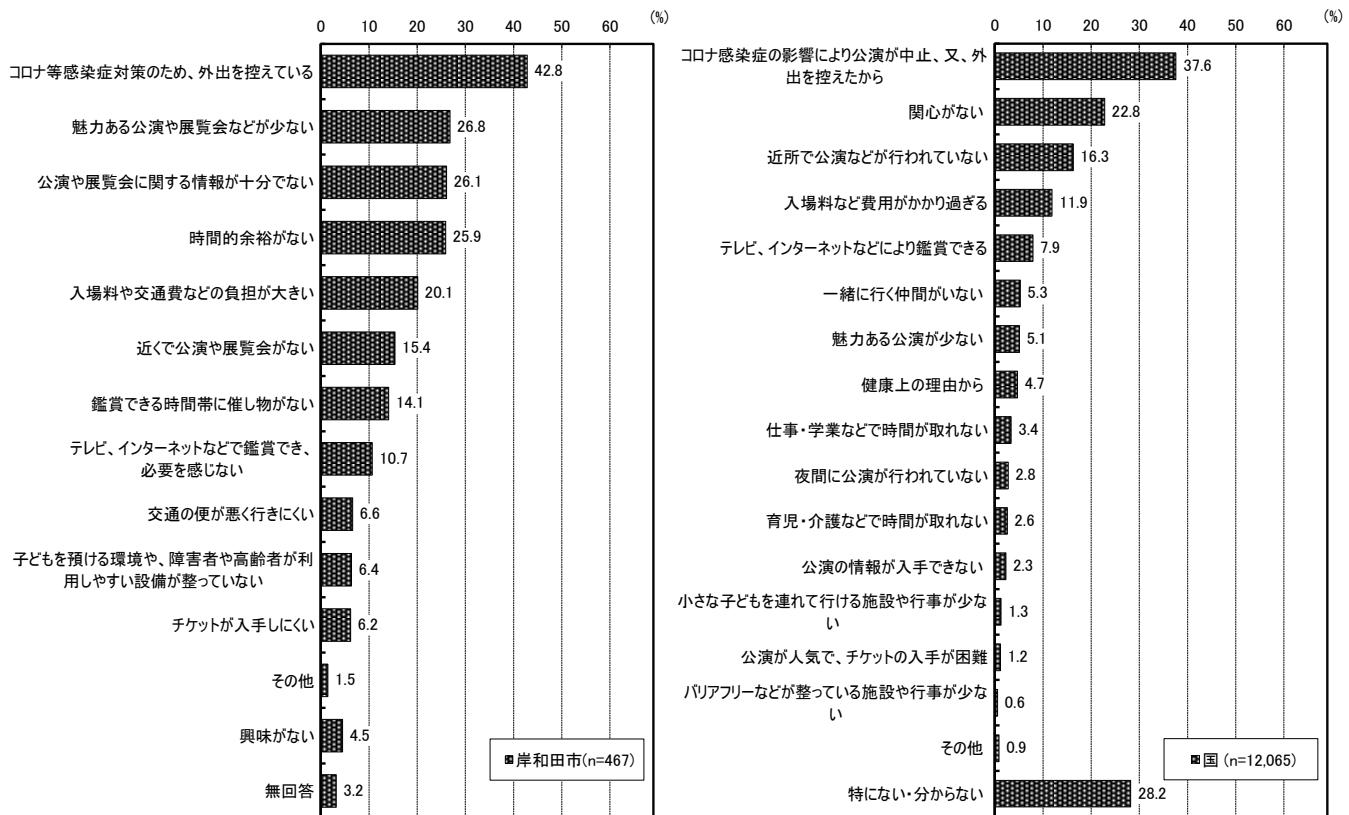
国が実施している『文化に関する世論調査報告書（令和4年3月文化庁）』のうち、本市と共通している下記の5つの設問について、本市の状況を把握することを目的に比較しました。

### Q1. 過去1年間に文化・芸術を直接鑑賞したことがありますか。



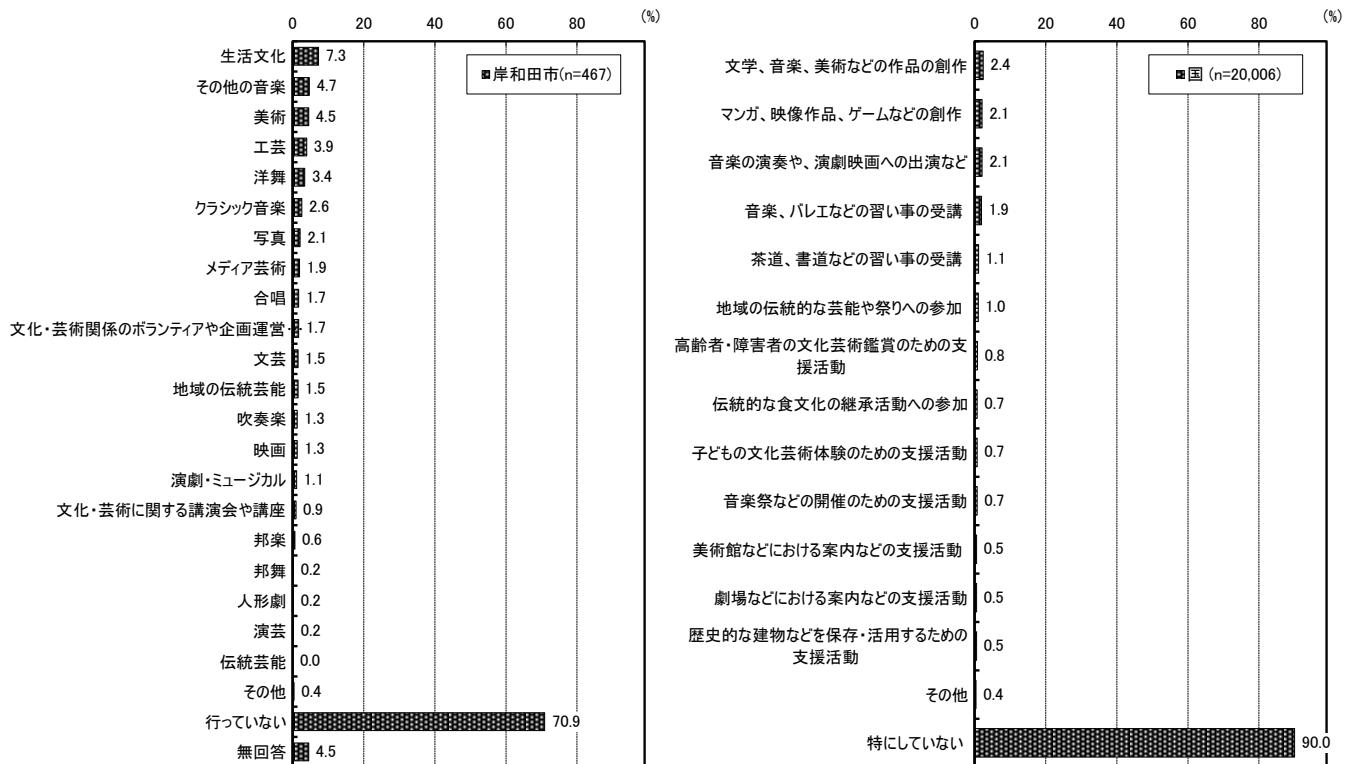
本市も国も、最も多いのが映画であり、次いで、美術又は文化財となり、ほぼ同じ結果でした。映画は、全国的に最も身近な文化・芸術であり、マスコミによる宣伝や、映画館が全国各所、特に昨今は大型ショッピングセンター内に併設されている場合が多く、日常生活に浸透していることから導かれた結果と思われます。また、本市の特徴として、「地域の伝統芸能（盆踊り・祭り太鼓）」が上位に入っていますが、これは祭礼の影響と思われます。あわせて、「鑑賞したものはない」という設問に対し、国は60.3%、本市は25.1%となっています。本市は、国よりも文化・芸術を直接鑑賞している人が多い結果となっています。

## Q2. 鑑賞の支障となるものは何だと思いますか。



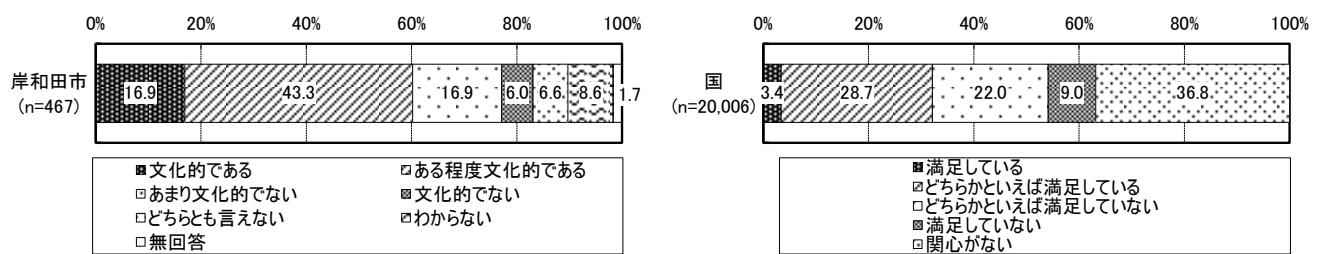
本市も国も、最も多い回答は、新型コロナウイルス感染症の影響となっていますが、これはアンケート調査の実施時期による点が大きいため、このような結果となっています。その次の理由として、国の場合、「興味（関心）がない」と続きますが、本市の場合は、「時間的余裕がない」や「魅力的な公演や展覧会などが少ない」となっています。このことから、興味・関心がないわけではなく、市民に身近なところで、魅力ある公演や展覧会を実施し、またその情報発信を強化することにより、より多くの市民を鑑賞の動員につなげることができます。

## Q3. 過去1年間に鑑賞以外の文化活動（創造）を行ったことはありますか



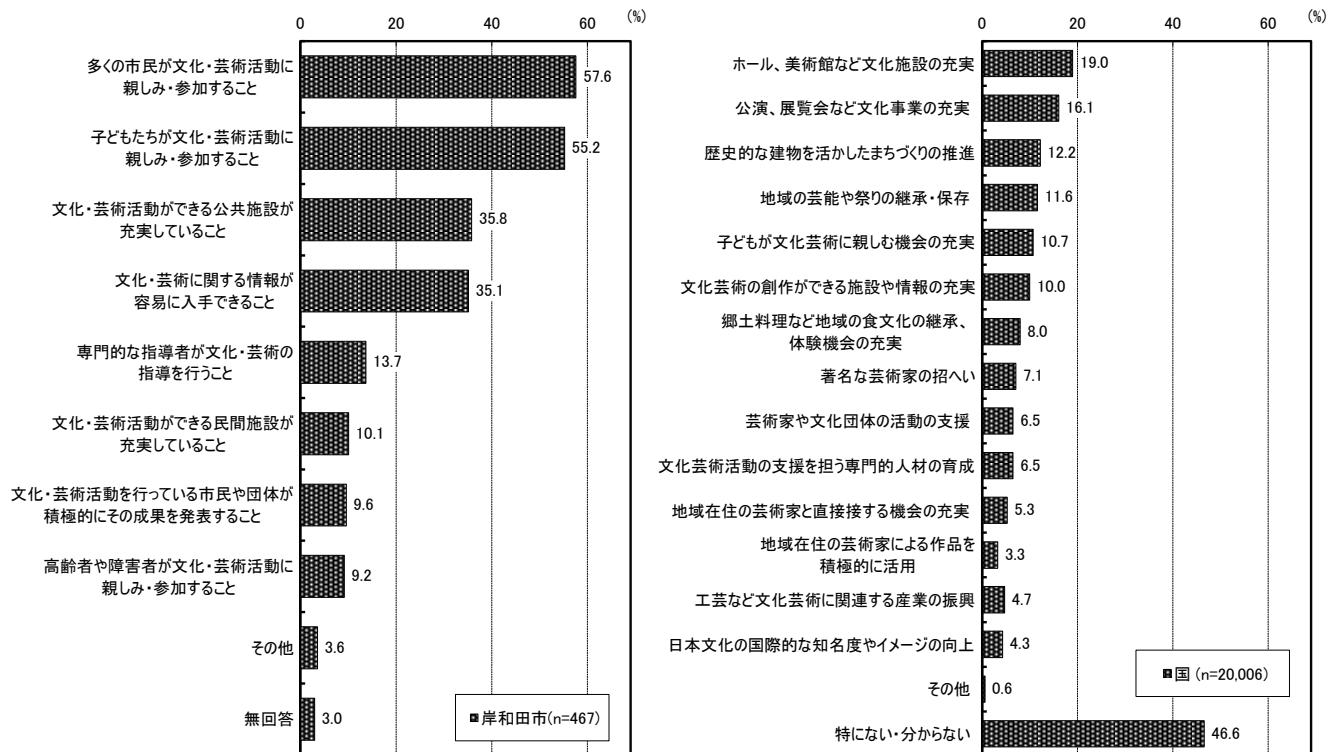
本市も国も「行っていない」とする回答が最も多くなっています。本市は70.9%で、国は90.0%となっていることから、本市は、国よりも文化活動（創造）を行っている市民が多いといえます。

## Q4. 住んでいるまちが文化的なまちですか。文化的な環境に満足していますか。



本市の場合、「文化的である」と「ある程度文化的である」の合計が60.2%、国は「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が32.1%となっています。ほぼ倍の数値になっている理由は、本市の代名詞である、伝統的な祭り、行事への市民参加が盛んであることや、まちなみや景観などによる文化的な雰囲気があることを理由としています。祭礼や、岸和田城をはじめとする各所の景観が大きな影響をもたらしています。

## Q 5. 文化・芸術の振興や充実のために何が重要だと思いますか。



国においては、文化施設の充実が最も重視した結果となっていますが、本市では、文化施設をはじめ、活動ができる施設が整備されていることから、「多くの市民が文化・芸術活動に親しみ・参加すること」次いで、「子どもたちが文化・芸術に親しみ参加すること」といったことを最も重視している結果となっています。このことから、多くの市民、特に、子どもたちが身边に文化・芸術に触れる機会の創出を求めていきます。

### 〈3〉「文化 花 咲かそう推進プラン」の検証

「文化 花 咲かそう推進プラン」では、進捗状況等を客観的に判断できるよう「将来ビジョン・岸和田」と連動した数値目標を指標として設定し、また文化施設の年間利用回数を2つめの指標としています。

1つめの指標である「A この1年間に芸術・文化活動（コンサートや演劇などの鑑賞を含む。）を行ったことがある市民の割合」では、第1期プラン策定時の平成27年度の現状値は43.4%、令和元年度は46.8%で最も高い数値でしたが、令和2年度には新型コロナウィルス感染拡大により37.0%と減少に転じ、令和4年度では27.2%まで落ち込んでいます。

2つめの指標である「B 市民一人あたりの文化施設（会議系諸室を除く。）年間利用回数」では、平成27年度は3.0回、翌年以降、数値が伸び、平成29年度から令和元年度の

3年間は3.4回を維持しつづけたものの、令和2年度は0.9回まで落ち込みました。令和3年度では2.2回と伸びたものの、令和4年度においても同様の数値となっていることから、まだ回復途上と考えられます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 芸術・文化活動を行ったことがある市民の割合(%)	43.4	41.9	42.7	43.2	46.8	37.0	17.4	27.2
B 市民1人あたりの文化・施設年鑑利用回数	3.0	3.1	3.4	3.4	3.4	0.9	2.2	2.5

また、府内各課が実施している事業の評価（注）については、平成27年度を暫定とし、平成28年度から本格始動としてまとめ、文化振興審議会にて審議をしています。令和元年度までは“計画どおり”とするA評価が85.5～95.7%となっています。しかし、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、A評価が激減し、“計画をやや達成できず”とするB評価が増加、また事業そのものが中止となり、“計画を達成できず”とするC評価や、評価自体が困難であり、回答不能として“空白”とした結果が増加しました。令和3年度になると、感染症対策を講じた上で事業の再開があったことから、前年度よりもA評価の伸びが見られるものの、B評価、C評価、評価が困難とした“空白”的な結果となっています。今後は、コロナ前までの評価に戻ることを想定しつつ、各課が実施する各種事業がより充実する内容になるよう推移を注視しながら推進を図っていくこととします。また、検証の結果、達成できていない項目については、本ビジョンにおいて引き続きの取組みをしていきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業数	69	72	71	73	76	82	85	88	
自己評価	S	2 2.9%	1 1.4%	3 4.2%	3 4.1%	6 7.9%	6 7.3%	5 5.9%	4 4.5%
	A	66 95.7%	67 93.1%	65 91.5%	65 89.0%	65 85.5%	38 46.3%	50 58.8%	62 70.5%
	B	1 1.4%	4 5.6%	3 4.2%	4 5.5%	5 6.6%	20 24.4%	18 21.2%	18 20.4%
	C	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 11.0%	5 5.9%	2 2.3%
	空白	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	9 11.0%	7 8.2%	2 2.3%

(注) S:計画以上の効果があった A:ほぼ計画どおりであった B:計画をやや達成できず

C:計画を達成できず

### 3 今後の施策推進に向けた課題

---

本市では、平成27年9月に「文化 花 咲かそう推進プラン-岸和田市文化振興プラン-」を策定し、文化振興の推進に関する取り組みを進めることで数値目標とした「まちづくりビジョン」に示された目指そう値は上昇傾向となったものの、令和2年以降は新型コロナウィルス感染症の拡大により、文化施設の閉館や文化活動の制限が行われたこと、また、市の施策におけるイベントの中止等、文化振興に関する施策の取り組みが大きく影響を受けた結果、目指そう値が低下し、数値目標に達しない状況となりました。これは、アンケート調査の結果においても、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、文化活動は著しく制限され、大きなダメージを受けたことが明らかになっています。一方で、コロナを機に、オンラインによる表現・鑑賞等やデジタル化が急速に進むなど、文化活動の形態にも変化を起こしています。

また、国のアンケートと比較すると、本市は市民の文化に対する文化活動や意識が国よりも良い結果となっています。

しかし、市民が、『文化的なまち』とイメージする要因として、伝統的な祭り、行事への市民参加が盛んであることが最も多い理由としている一方で、『文化的なまちでない』とする理由として、良質な文化・芸術のイベントの開催が少ない、文化・芸術の情報が得られにくい、市民の文化・芸術活動が活発でない、などがあがっています。

また、『誰もが豊かに暮らせる文化のまち岸和田』はどのようなイメージか、との問い合わせについては、歴史や伝統に根ざした文化・芸術が受け継がれ発展していることも主要な要因としつつも、子どもたちが文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれていることが、最も多い結果となっています。あわせて、『文化・芸術の振興や充実のために何が重要か』との問い合わせでも、多くの市民、特に子どもたちが身近に文化・芸術に触れる機会の創出を求めています。

のことから、“文化・芸術のまち岸和田”を実現するためには、歴史や伝統を尊重しつつも、多様な価値観を認め、共存していく環境を整備していかなければなりません。そのために、多くの市民、特に子どもたちが身近に文化・芸術に触れる機会の創出を図っていく必要があります。

こうした状況もふまえ、今後の施策推進に向けた視点を整理すると、以下のようにまとめることができます。

### ①人材育成

- 少子高齢化の進行や就労形態の多様化、子育てや介護など家庭を取り巻く環境の変化などにより文化に親しみ、創造活動を行う市民の数自体が伸び悩んでおり、各文化団体においても、活動の軸となる人材の高齢化、後継となる人材の育成などの課題に直面している。
- 特に子どもたちや子育て世代、働き盛り世代など幅広い市民の文化への興味や関心を醸成するとともに、地域の中でさまざまな文化活動の機会を提供していくことを通じて、次代の文化を担う人材の育成を図っていくことが求められている。

### ②文化をとりまく状況

- 少子高齢化や世界情勢など、先行きが見えない不安な状況の中において、あらためて、人の心を豊かにし、生きる糧となるといった文化が持つ力が必要とされている。地域の文化力の向上や福祉、教育、まちづくりなど、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて、その価値をより一層高めていくとともに、より多くの市民の活動の広がりを図り、市全体の魅力の向上につなげていく必要がある。
- 身近な場所での魅力ある公演や展覧会を実施し、より多くの市民が文化・芸術に触れる機会の創出を図る必要がある。
- 多くの市民が、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を充実することが必要と考えている中、保育所や幼稚園、小中学校において、コロナ禍で落ち込んでしまった児童、生徒の文化・芸術の鑑賞や体験させる機会の創出を図っていく必要がある。

### ③環境整備

- 一人でも多くの市民が文化・芸術に関心を抱き、さまざまな文化・芸術に触れ、自ら参画していくよう、行政はさまざまな媒体を通じた情報の発信、より市民の目に触れやすい文化活動の展開、文化団体による活動の活性化、これから始めたいと思う個人・グループのきっかけづくりなど、文化活動の環境づくりを推進していく必要がある。
- 多くの市民が、安心して文化活動ができるように、施設の老朽化などの対策、円滑かつ良好なサービスの提供が求められている。

## 岸 和 田 市 の 現 状

### 今後の施策推進に向けた課題

#### ◆人材育成

- 高齢化による後継者の育成
- 子ども・子育て世代など次代の文化を担う人材の育成

#### ◆文化をとりまく状況

- 地域の文化力の向上やまちづくりなど関連する分野での有機的な連携
- 文化・芸術に触れる機会の創出
- 児童、小・中学生の文化・芸術の鑑賞や体験の機会の創出

#### ◆環境整備

- 文化活動の環境づくりの推進
- 円滑かつ良好なサービスの提供

### 基本理念

誰もが心豊かに暮らせる文化・藝術のまち岸和田

#### ● 重点目標

- 1 子どもたちが文化・藝術にふれ、創造性や感性を育むこと
- 2 効果的な情報発信および文化・藝術への関心の喚起

#### ● 基本目標

##### 基本目標 I

創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

##### 基本目標 II

輪を広げる

##### 基本目標 III

まちの魅力を高める

##### 基本目標 IV

未来へつなぐ

## 第3章

ビジョンの基本的な考え方

## 1 基本理念

---

誰もが心豊かに暮らせる

“文化・芸術のまち岸和田”

本市は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として、勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事が地域住民の結束を育み、市民自らが主体となったさまざまな地域文化が創造されてきました。しかし、都市化や情報化社会の進行、少子高齢化の到来による社会的問題の発生や市民ニーズの多様化などの中で、地域文化の担い手の確保が難しくなってきています。

地域文化とは、人々との関わりや、風土の中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域やそこに暮らす人々の特性や個性を構成する重要な要素となっているものです。私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

そのような中、地域文化を継承し、将来を担う子どもたちの創造性と感性を磨くために、多様な文化・芸術の持つ力と価値が見直されつつあります。

前プランでは、文化活動を通じた未来を担う子どもたちの創造する力と生きる力、感性を育むことを最重点としつつ、多くの市民が文化に触れ創作活動を行うことで豊かな人間性を涵養するとともに、相互理解と交流の促進、地域の賑わいや魅力ある都市の創出など、地域に文化の花を咲かせることを目標として取り組んできました。

また、本市は市制施行100周年という節目を過ぎました。これを新たな岸和田の文化のスタート地点として捉え、101年目以降、新しい岸和田を創造していくという視点も取り入れながらチャレンジしていきます。

本ビジョンにおいても、前プランの考え方を継承しつつ、新たに「誰もが心豊かに暮らせる “文化・芸術のまち岸和田”」を基本理念に掲げ、施策の推進を図っていきます。

## 2 重点目標

---

本ビジョンでは、文化を取り巻く環境の変化、アンケート調査などの結果をふまえ、次の2つの重点目標を掲げます。

### 重点目標 1

#### 子どもたちが文化・芸術にふれ、創造性や感性を育む

子どもが幼い頃から文化にふれることは、豊かな感性を養うとともに、想像力や創造性、コミュニケーション能力を育むなど、さまざまな可能性を高めてくれます。また、子どもが継続して文化・芸術に親しむことは、将来において創造力を発揮し、地域において活躍する人材としての成長にもつながるため、特に基本目標Ⅰを推進していきます。

### 重点目標 2

#### 効果的な情報発信および文化・芸術への関心の喚起

市民が文化・芸術に興味・関心を持ち、鑑賞や創造を行うにあたり、情報の集約や発信は大きな役割を果しており、その整備は文化活動を支える大切な基盤となります。

そのため、場面・地域・年代などの対象に合わせた効率的かつ効果的な情報発信を行えるよう、広報紙やSNS等を活用します。また、市民ニーズを把握しつつ、公演・教室・講座や文化施設の情報を集約し、提供することで、文化のネットワーク構築を図ります。

### 3 基本目標・施策体系

基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる“文化・芸術のまち岸和田”」を実現していくため、次の4つの基本目標により取組みを推進していきます。また基本目標と「将来ビジョン・岸和田」は次のように関連します。

#### 基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

乳幼児期から文化にふれる機会を創出するとともに、子どもたちの活動を推進します。

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	子どもの個性や能力が豊かに育まれている
	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
健康で自分らしく生きられるまち	平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている

※ 文化振興条例第8条、第12条、第14条

特に関連するSDGs目標



#### 基本目標Ⅱ 輪を広げる

福祉、教育、まちづくりなどさまざまな施策に文化を活かす取組を推進するとともに、多くの市民が絵画や演劇、音楽などの鑑賞や創造を通じて人のつながりや交流を育む活動を推進します。

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
健康で自分らしく生きられるまち	平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている
みんなでつくる持続可能なまち	みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている

※ 文化振興条例第8条、第11条、第13条、第14条

特に関連するSDGs目標



## 基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

歴史や文化財への理解の促進と活用や自然環境との調和を図り、各種イベントや文化施設の整備・充実により、文化の振興によるまちの魅力の創出を推進します。

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	郷土の歴史や文化が引き継がれている
人と自然が共生した住みよいまち	人が緑と触れ合っている
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている にぎわいや活力を支える基盤が整っている

※ 文化振興条例第8条、第9条、第10条、第14条 特に関連するSDGs目標



## 基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

文化活動の担い手の育成や市内活動家の掘り起こしを図るとともに、情報の収集や発信機能の充実と文化振興基金の活用を推進します。

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている
みんなでつくる持続可能なまち	みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている

※ 文化振興条例第12条、第14条、第15条、第16条、第17条

特に関連するSDGs目標



## 4 文化活動の形態と振興の在り方

---

文化活動には、創造・発表・鑑賞・参加という形態があります。

○創造とは、描く、踊る、歌う、創るなどの創造活動のことです。

○発表とは、創造の成果を発表する機会・場のことです。

○鑑賞とは、創造活動の成果を広く周囲に知ってもらい、創造者の表現を受け止める機会・場のことです。

○参加とは、文化活動へのさまざまな関わり方のことです。直接、創造するだけではなく、運営や制作等、また支援することなども重要な文化活動です。

文化・芸術の振興に向けては、創造・発表・鑑賞・参加が一体的に展開され発展し、交流を促進できることが重要であり、さまざまな多様性や個性を尊重しながら、市民の文化活動を中心とした振興を図っていくこととします。

## 5 期待される役割

---

本ビジョンにおける基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる“文化・芸術のまち岸和田”」を実現するためには、市民、団体、行政など文化・芸術に関わるさまざまな個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要です。

### 〈1〉市民の役割

現在及び将来にわたって、文化を享受し、創造し、参加し、文化的な環境の中で生きることは市民一人ひとりの願いであり、また、生まれながらの権利でもあります。

市民は、文化への关心を高め、その重要性を認識しながら、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努めるとともに、文化活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 〈2〉団体の役割

本市の文化活動は、市民一人ひとりの主体的な活動によるものであると同時に、法人や文化団体及びその他の団体等多様な活動主体によって担われています。また、独自の文化活動だけではなく、さまざまな分野の連合体として構成された中核的な文化団体に

による文化活動の展開も図られています。さらに、指定管理者制度の導入により、公共施設の管理運営を通じて、民間企業による文化振興の参画も行われています。

団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努めるとともに、自らが文化活動を展開する場合においては、その活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 〈3〉市の役割

市は、市民や多様な活動主体が行う文化活動の自主性を尊重し、場や機会の提供、情報の収集・発信、多様な活動主体との連携や協働の促進、文化施設の整備などに努めます。また、産業、観光、教育、福祉その他分野における施策との連携に努めます。

また、本市にあるさまざまな文化資源の活用を進めながら、本ビジョンを推進していく上での総合的な調整機能を担っていくものとします。

### 第3章 ビジョンの基本的な考え方

## 第 4 章

### 施 策 の 推 進

## 基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

子どもたちの豊かな心を育てていく上で、文化は大きな力を発揮するものです。

本市の将来を担い、また、これから文化活動の担い手としても期待される子どもたちが、優れた文化に触れ、充実した活動ができる環境を整備する必要があります。

特に、0歳児から就学前までの早い時期に重点的に文化にふれる機会を創出するとともに、小中学校などの教育機関や地域での取組を促進していくことは、子どもたちの創造する力や感性を育み、また、他者との関わりを学習し、生きる力を育むなど、成長期の子どもたちにとって大変重要なことです。そのため、乳幼児期からの継続した取組を推進します。

### 1 就学前の子どもたちが文化にふれる機会の重点的な創出

- 妊婦や0歳児、乳幼児などが共に参加できる読み聞かせや鑑賞・体験の機会の提供に努めます。
- ブックスタート事業などを通じて、家庭での取組の推進を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などの乳幼児に対する鑑賞や体験の機会の提供に努めます。
- 子どもたちの文化活動を支える子育て世代への理解の促進に努めます。

### 2 子どもたちに対する文化プログラムの充実

- 子どもたちの発達段階やさまざまな心身の状況に対応した鑑賞事業や体験講座などの事業の充実に努めます。
- 親子や子どもたちを対象にした講座や事業を促進します。
- 子育て世代が子どもとともに文化活動に参加できる機会の充実に努めます。
- 地域の子どもたちと大人たちの交流機会の創出に努めます。

### 3 小中学校などの学校教育機関における文化事業や地域との文化交流の推進

- 子どもの読書習慣の定着を推進します。
- 子どもたちが文化に直にふれることのできる機会の提供に努めます。
- 子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、また、お互いが鑑賞できる機会の提供に努めます。
- 小中学校の音楽会の実施を推進します。
- 図書や楽器など学校での文化活動に必要な学校備品の充実に努めます。
- 郷土の自然や歴史、産業や伝統文化などの郷土学習の推進に努めます。
- 地域の伝統行事や学校行事など文化活動を通じた交流を促進します。
- 地域ボランティアなどとの連携による体験学習を通じた交流を促進します。

### 4 子どもたちの文化活動への育成・支援

- 市の文化振興と青少年の育成を目的に結成した市の育成団体である岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの活動を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校の鑑賞事業の実施を支援します。
- コンクールへの出場に対して、リハーサル会場を提供します。
- 青少年の創造や発表機会の創出に努めます。

### 5 国際交流の推進

- 各姉妹都市・友好都市との青少年の交流事業を通じて、日本文化を発信し、相互の文化交流を推進します。

## 基本目標Ⅱ 輪を広げる

優れた文化・芸術との出会いは、心を豊かにするだけでなく、新たな情報や知識を与え、より充実した文化活動への原動力ともなるものです。また、文化の創造を通じて、自己表現できる喜びを与えるとともに、参加・交流のきっかけとしても大きな役割を果たすものです。文化事業への市民参加を促進するとともに、高齢者や障害者へも配慮し、多くの市民が文化活動を通じて、地域や仲間とのつながりや生きがいが育まれる環境の整備を推進していく必要があります。

地域の文化活動の活性化には、文化団体による独自活動の展開と団体相互の協働も大きな役割を果たします。各団体の持つノウハウや専門性を活かした文化活動が提供されることにより、多くの市民が文化に触れ合う機会の充実を図る役割を担っています。

また、行政施策に文化的な視点の導入を図るなど、部署を越えた連携・協働などを推進します。

### 1 発表・鑑賞機会の充実

- 美術分野の公募展である岸和田市市展の充実・発展に努めます。
- 市の育成団体である岸和田市音楽団、岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの定期演奏会や定期公演など、より多くの市民が鑑賞できる事業を推進します。
- マドカ合唱祭や岸和田フレンドシップコンサートについて実行委員会と協働し、交流の推進や事業の充実・発展に努めます。
- 岸和田市文化祭について、参加者の代表者で構成される文化祭実行委員会をサポートし、事業の充実・発展に努めます。
- 公民館まつりなど身近な公共施設での発表機会の充実に努めます。

### 2 高齢者、障害者等の文化活動の充実

- 高齢者趣味の作品展や障害児・者のためのふれあい作品展等について、市民への周知と出品者の確保に努めます。
- 障害のある方の創造する機会を増やす事業展開を行います。

### 3 国内外の演奏家や芸術家による演奏会や展覧会の開催

- 浪切ホール指定管理者の企画事業を中心として、優れた国内外の演奏会や、さまざまなジャンルの公演、展覧会の開催を推進します。

### 4 文化団体への支援

- 特定のジャンルに限らずに包括的な取組をしている岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の活動を支援し、多くの市民が参加できる取組を市と協働して推進します。

### 5 文化事業への市民参画および文化交流の促進

- 実行委員会などの企画やスタッフなど側面での参加など、広く市民が参画できる文化事業の実施に努めます。
- 文化活動をしている市民・団体、活動をしていない市民、また国内外などさまざまな組み合わせによる多様な交流の機会の創出に努めます。

### 6 生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化

- 公民館や市民センターが、市民の学習活動や実践などをより発揮できる場となるよう、多様な学びの提供や自主的な活動を支援します。
- 生涯学習は、全ての世代を対象につながりや協働を生む基盤であり、地域によるコミュニティの活性化につながる事業を推進します。
- 急速なデジタル化など社会状況の変化に対応する学びの提供方法について、より多くの市民が学ぶ機会を持てるよう検討し、推進します。

### 7 文化的視点の導入と連携

- 文化的な視点を考慮した施策の推進や施策の連携による文化の振興に努めます。

## 基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

本市には、数多くの文化財や伝統行事、豊かな自然環境、そして、現在まで培われてきた市民による多彩な文化活動など、豊富な文化資源があります。これらを活用し、心豊かな文化のまちづくりにつながる環境を整備していく必要があります。

文化の振興は、市民一人ひとりのつながりを育むとともに、文化活動で得られる感動は地域を活性化させ、社会全体を明るくしたり地域産業に付加価値を与えたりするなど、まちの魅力が高まることで、新たな特色あるまちを形成していく力を持っています。

このような文化の力を活かしたまちづくりを推進します。

### 1 歴史や文化財等への理解の促進と活用

- 地域の歴史や文化財、食文化等の生活文化への理解を促進し、地域の魅力向上に努めます。
- 子どもたちにも、地域の歴史や文化財に親しみが持てる環境の整備に努めます。
- 地域の歴史に関する取組や文化財を活用した文化事業の取組に努めます。
- 濱田青陵賞（注1）の周知や理解への取組を推進します。

### 2 伝統行事の保存・継承

- だんじり祭などの伝統行事の支援や情報発信に努めます。
- 「土生鼓踊り」（注2）や「葛城踊り」（注3）を保存・継承のために支援します。

### 3 自然環境や景観との調和

- 豊かな自然環境や景観との調和を図ります。また、次代につながる取組を推進します。
- 自然観察会など地域の自然にふれる取組の支援に努めます。
- 歴史的まちなみの保全に努めます。

## 4 文化施設の整備

○既存の施設が安全に、安心して利用できるための必要な整備に努めます。

## 5 イベントを活用した魅力あるまちづくり

○岸和田城をはじめ、各所において開催されるイベントを活用した魅力あるまちづくりに努めます。

## 6 伝統工芸品などの価値発信

○桐たんすをはじめとした伝統工芸品などの周知や価値の発信に努めます。

## 7 芸術家の活動拠点の創出の検討

○アーティスト イン レジデンス（注4）など芸術家の活動拠点の創出について、研究・検討を進めます。

（注1）濱田 耕作（号：青陵 1881～1938）：考古学者。日本近代考古学の父と呼ばれる。岸和田藩の藩士である濱田家の長男として岸和田村（現：岸城町）に生まれた。東京帝大を卒業後、ヨーロッパに留学し考古学の研究を行った。帰国後は京都帝国大学考古学研究室の初代教授に就任、のちに京都帝国大学総長を務めた。著書に『通論考古学』『通論考古学』『東洋美術史研究』『百濟觀音』などがある。

（注2）土生鼓踊り：市の指定無形文化財。雨乞い踊りがその始まりといわれ、やぐらには太鼓とたるがあり「ぶち」と呼ばれる短いばちを手に、体を回転させたり反らせたり交互に叩く姿は迫力がある。

（注3）葛城踊り：大阪府の指定無形民俗文化財。日本遺産「葛城修験」の構成文化財。和泉葛城山頂に鎮座する八大魔王社に、雨乞いや降雨に感謝し奉納する踊り。「東西、東西」で始まる口上を唱えながら「新発意（しんぼうち）」と呼ばれる男の子が、円を描いて周回する踊りが始まる。また、「踊り子」と呼ばれる3人が色鮮やかな衣装に身を包み、太鼓を打ちながら踊る。

（注4）アーティスト イン レジデンス：芸術家が一定期間滞在し、作品の制作やリサーチ活動を行うこと。その多くは、地域住民をはじめとした広く一般を対象に文化芸術に触れる機会を創出する活動。

## 基本目標IV 未来へつなぐ

本市では、多くの団体や市民によりさまざまな文化活動が行われており、これらの活動が本市の文化を支え、市民に文化を広げていく大きな役割を担っています。文化の振興を図り、未来へつながっていくには、文化活動に関心がある市民だけではなく、より多くの市民が文化に触れ、活動を行う環境づくりが必要となります。

文化の担い手を育成するには、文化活動への参加を促すなど積極的に施策の推進を図っていく必要があります。とりわけ、子どもたちを中心としたさまざまな活動を推進し、その活動が継続できる環境の整備を図っていかなければなりません。また、市内で活動する芸術家や優れた技術を評価し、多くの市民に広めていくことも重要な要素となります。本市には、文化を支える人材や文化施設を中心とした公共施設などの文化資源が多く存在しています。それらの文化資源間の連携・協力を促進していく仕組みづくりを行っていく必要があります。また、文化に関する情報の収集や発信機能、情報共有体制を充実させるなど、文化活動を未来へつなげる施策を推進します。

### 1 文化の担い手の育成

- 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を地域活動につなげるとともに、団員の確保について支援していきます。
- 文化活動へより多くの市民が参加できる機会の充実と参加促進に努めます。

### 2 活動団体、個人の表彰制度の整備

- 文化活動に対する表彰制度を見直し、特に若いアーティストへの表彰や、奨励賞の設置など、幅広い表彰制度の整備に努めます。

### 3 情報の収集、発信

- 文化活動の情報の集約とわかりやすい情報発信に努めます。特にインターネットやSNSなどを通じた情報発信に取り組みます。
- 文化に関するイベント・事業などを周知するため、市内公共施設でのポスター掲示やチラシ配架などに努めます。
- 市民や行政内での事業展開における相談機能の充実に努めます。
- 文化施設における情報の共有化を図り、連携体制の充実を図ります。
- 国や民間団体の助成などの情報の周知に努めます。

### 4 文化振興基金等の活用

- 文化振興基金やふるさと寄附などを活用した事業の展開の推進に努めます。
- 基金の役割などの周知を図り、原資の確保に努めます。



## 第 5 章

### 文化施設・公共施設

## 1 文化施設の位置づけ

---

平成24年に施行された「劇場及び音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）の前文で、劇場や音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点と位置づけています。

劇場法は、「文化芸術基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的としています。地方公共団体は、劇場法の目的を達成するため、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めることと規定されています。

## 2 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割

---

本市では、浪切ホール、文化会館、自泉会館の公共文化施設3館が、それぞれの施設の特性・機能・規模に応じて、相互に協力をすることで市全体の文化の振興を推進し、牽引する役割を果たしています。そのため、3館が担うべき役割を整理し、共通認識のもとで文化の振興を推進する必要があります。

また、これまでの鑑賞型を中心に展開されてきた文化事業を、創造や体験事業など、もっと文化にふれる機会を重点的に創出していくことで、豊かな地域社会の実現や魅力あるまちづくりを目指す必要があります。

このことから、3館での合同事業の取組などで、地域の文化を創出する実演団体・実演者と連携するなど、新しい文化創造の場の提供を推進します。

なお、本市では「岸和田市公共施設等総合管理計画」に基づき、文化施設を含む公共施設等の最適化の取組を進めています。以下に示す3館の役割は、今後文化施設の最適化の取組の進捗に伴い、必要に応じて見直しを行います。

### 〈1〉浪切ホール

浪切ホールは、その規模や立地条件などから、文化活動の拠点施設として、また地域活性化の中核的な施設としての役割を担っています。特に、伝統芸能を含む優れた舞台芸術を地域住民に提供することや既存文化関連諸施設とのネットワークを推進し、新し

い地域社会を創造する原動力となる「地域の文化力」を高める事業展開を図るとともに、商店街や各種施設との連携により、まちの魅力の向上や臨海部、岸和田駅、岸和田城周辺で結ばれたエリアの活性化を推進する重要な使命を担っています。

そのため、浪切ホール指定管理者において、各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、文化活動を通じて、周辺の商業施設、岸和田駅、駅前商店街など地域のエリア全体の活性化を推進します。

## ① 事業実施について

- 伝統芸能や音楽・舞踊等を中心にプロによる優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- 音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形で市民が体験できる機会の提供に努めます。
- 独自の舞台芸術を企画・創造し、地域からの文化づくりの推進に努めます。
- 大ホール、小ホール、祭りの広場など施設の特色ある機能を活かし、地域や岸和田市の価値やステータスを高める事業の実施に努めます。
- 市域における市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動の育成、支援に努めます。
- 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- 和歌山大学サテライトと連携し、地域の振興と活性化の貢献に努めます。

## ② 運営・管理について

- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりと、避難施設としての役割を果たします。

## 〈2〉 文化会館（マドカホール）

文化会館は、市の文化振興施策推進の拠点施設として、さまざまな行政施策と連携した文化事業の推進を図っていく役割を担っています。

地域住民の発表や創造の中核的な施設としての役割とともに、特に、子どもたちの活動を支え、鑑賞や体験の機会を充実させていくことが求められています。また、国際交流の推進や住民の交流の場の提供、障害者や高齢者の発表機会の充実にも努めていく必要があり、各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、市民や文化団体、他の

施設と連携協力し、地域文化の向上の推進に努めます。

## ① 事業実施について

- 子どもたちや親子を中心とした音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形での体験機会や鑑賞機会の提供に努めます。
- 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を支援し、輪を広げる事業展開に努めます。
- 公募展である市展や地域で活動する市民や団体が参加するマドカ合唱祭の充実・発展に努めます。
- 市民文化活動の場としての文化祭について、実行委員会の活動を支援し、事業の充実・発展に努めます。
- 障害者・児のための作品展の開催を支援します。
- 市内小中学校の音乐会や鑑賞事業、市内中学校におけるクラブ活動発表会などの子どもたちの文化事業の実施を支援します。
- 府内のさまざまな施策と連携し、文化活動を通じた子どもたちの健全育成や地域の魅力づくりに努めます。
- 市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動の支援、育成に努めます。
- ワークショップや講座の開催など文化活動の普及に努めます。
- 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- 国際交流を通じた青少年の異文化交流や異文化理解に努めます。

## ② 運営・管理について

- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めるとともに、避難施設としての役割を果たします。

## 〈3〉 自泉会館

自泉会館は、国の登録有形文化財である建物を保存・継承していくとともに、音楽堂としてのホールの特性や小規模な展示場を活かし、市民が気軽に触れ合い、楽しめる身近なコンサートの開催や小規模な展覧会など、市民が身近に文化・芸術にふれる機会を提供する役割を担っています。

また、近隣に岸和田城や国の名勝に指定された八陣の庭、民間施設である杉江能楽堂

があるなど歴史・伝統を感じるエリアに位置し、地域の歴史や観光の一役を担うなど地域の魅力づくりにも期待されています。

さらに、自泉会館の持つ特性を活かした地域の民間ホールなどとの連携・協力や、文化活動を行う個人・団体の交流の拠点としての機能も果たすなど、市民文化活動の推進拠点としての機能の充実に努めます。

#### ① 事業実施について

- 文化財としての価値を高める事業の実施に努めます。
- 市民が財産として認識できる施設の周知に努めます。
- クラシック音楽を学んでいるアマチュアの発表の場の提供に努めます。
- さまざまなジャンルの音楽などのプロによる優れた舞台芸術を市民が身近に鑑賞する機会を提供します。
- 市民のもつノウハウを活かした事業の推進に努めます。
- 文化活動を行う市民や団体の交流の場としての活用の促進に努めます。
- 若手芸術家の発表や展覧会の開催を推進します。
- 地域の魅力づくりに努めます。

#### ② 運営・管理について

- 文化財である館の保存・継承に努めます。
- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 利用者が快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めます。

## 3 公共施設の活用

---

公民館、図書館、自然資料館などの社会教育施設は、子どもから高齢者まで、多くの市民が文化活動にふれる機会の充実に努めます。

また、市民や文化団体が主体的に行う創造活動、発表活動などの提供の機会の拡充に努めます。



## 第 6 章

ビジョンの推進に向けて

## 1 ビジョンの推進体制

---

本ビジョンは、市民・団体・指定管理者及び市がそれぞれの役割を踏まえつつ、互いに連携、協働を図りながら進めていくものです。そして、それぞれが持つ力を活かし、協働して取り組むために、文化振興に関わるネットワークを充実する必要があります。

### ① 文化振興審議会

文化振興審議会は、本市の文化振興における状況や課題について、意見を述べる場として市長が設置する附属機関です。文化団体や文化活動の専門家、また公募で選ばれた市民が参加する機関として、これから文化振興の在り方について議論する役割を担っています。審議会は、年数回程度開催し、文化施設の役割を踏まえた文化事業の検証や進捗状況の点検ならびに方向性の確認を行います。また、本ビジョンの見直しなどが必要となった場合においては、当審議会に諮るものとします。

### ② 庁内文化振興連絡会議

文化振興がまちづくりに大きな役割を果たすことを踏まえ、行政内部において主担当課を中心に庁内の幅広い関係課との連携体制を構築し、協力・連携しながら本ビジョンの推進を図ります。会議においては、文化振興の状況確認やさまざまな施策への文化視点の導入や事業連携の在り方等について、議論し、さまざまな分野での文化振興の取組を推進していくものとします。

### ③ 指定管理者との連携・協力

市民に文化活動の場の提供や、文化鑑賞の機会の提供といった現場レベルでの実務を担う団体として、市と密に連携を図りながら、ともに文化振興に向けた活動を推進するため、定期的に指定管理者と、事業の在り方や方向性についての協議を行います。

## 2 ビジョンの進行管理と評価指標

---

### 〈1〉進行管理

本ビジョンの着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施し（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する

(Action)、というPDCAサイクルの考え方に基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

進捗状況については、市が中心となって把握した結果を文化振興審議会に報告し、審議会の意見を踏まえた上で、効果的な施策の推進を図ります。また、必要に応じて、文化活動を行っている市民や団体から意見聴取を行うほか、市民意識調査や文化活動の現場の課題の把握に努めるものとします。

## 〈2〉評価指標

本ビジョンを着実かつ効果的に実施するため、進捗状況等を客観的に判断できるよう「将来ビジョン・岸和田」と連動した数値目標を指標として設定します。また、文化施設の年間利用回数を2つめの指標とします。

1つめの指標である「A この1年間に芸術・文化活動（コンサートや演劇などの鑑賞を含む。）を行ったことがある市民の割合」では、第1期プラン策定時の平成27年度の現状値は43.4%、令和元年度は46.8%で最も高い数値でしたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大により37.0%と減少に転じ、令和4年度では27.2%まで落ち込んでいます。

2つめの指標である「B 市民一人あたりの文化施設（会議系諸室を除く。）年間利用回数」では、平成27年度は3.0回、翌年以降、数値が伸び、平成29年度から令和元年度の3年間は3.4回を維持しつづけたものの、令和2年度は0.9回まで落ち込みました。令和4年度では2.5回と伸びたものの、まだ回復途上と考えられます。

2つの数値から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会全体の活動が制限されたことにはじまり、施設の休館、公演・イベントなどの中止や延期などの自粛要請、収容定員の制限などが大きな要因と読み取れます。今後、緩やかに回復していくと推測しつつも、社会の動向に注視しながら、数値目標の実現をめざします。

なお、上記の2つの指標に加え、文化施設3館で実施したすべての事業については、利用者の満足度も含め毎年評価を行っています。あらたに「C 文化施設3館の事業評価」に対して目標値を定め、数値目標の実現をめざします。

## 第6章 ビジョンの推進に向けて

指標名	現状値	将来ビジョン・岸和田 みんなでめざそう値	最終値
<b>A</b> この1年間に芸術・文化活動（コンサートや演劇などの鑑賞を含む。）を行ったことがある市民の割合	27.2% (R4)	30.0% (R8)	32.0% (R10)
<b>B</b> 市民一人あたりの文化施設*（会議系諸室を除く。）年間利用回数	2.5回 (R4)	3.0回 (R8)	3.1回 (R10)

\* 浪切ホール・文化会館（マドカホール）・自泉会館。

## C 文化施設3館の事業評価

1年間で、文化施設3館で実施した事業について、全体を100%として4段階評価を行った場合の各評価における割合

文化施設名	4段階評価	過去の平均値	目標
浪切ホール	S	1.5%	5.0%
	A	70.7%	80.0%
	B	26.8%	15.0%
	C	1.0%	0.0%
自泉会館	S	29.9%	35.0%
	A	57.3%	60.0%
	B	12.1%	5.0%
	C	0.7%	0.0%
文化会館 (マドカホール)	S	4.2%	10.0%
	A	80.9%	85.0%
	B	9.6%	5.0%
	C	5.3%	0.0%

(注) S:計画以上の効果があった A:ほぼ計画どおりであった B:計画をやや達成できず

C:計画を達成できず

## 第 7 章

### 資 料

- 1) 文化芸術基本法
- 2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 3) 大阪府文化振興条例
- 4) 岸和田市文化振興条例
- 5) 岸和田市文化振興審議会規則
- 6) 岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議等設置規定
- 7) 岸和田市文化振興計画懇話会開催要領
- 8) 第12期岸和田市文化振興審議会名簿
- 9) 計画の策定経過

1) 文化芸術基本法〔平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号〕

〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるよう基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発

展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域

における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るもの

とする。

- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。  
(地方文化芸術推進基本計画)

**第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

**第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。**

(メディア芸術の振興)

**第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。**

(伝統芸能の継承及び発展)

**第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。**

(芸能の振興)

**第十二条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。**

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

**第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普**

## 第7章 資 料

及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域

## 第7章 資 料

の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化

芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

##### (文化芸術推進会議)

**第三十六条** 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

##### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

**第三十七条** 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

#### 沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

**第二条** 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

**第三条** 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

- 一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号
  - 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項
  - 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項
  - 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条
- 附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

## 第7章 資 料

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

### 2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律〔平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号〕

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育していくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集

中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一緒に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

### (劇場、音楽堂等の事業)

**第三条** 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。

- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。  
(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。  
(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。  
(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民

間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。  
(国際的な交流の促進)

第十一條 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二條 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三條 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の关心と理解の増進)

第十四條 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の关心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第7章 資 料

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

### 3) 大阪府文化振興条例（平成十七年三月二十九日大阪府条例第十号）

(目次)

前文

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 文化振興計画（第六条）

第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等（第七条・第八条）

第四章 文化的振興に関する施策（第九条—第二十七条）

附則

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。

さらに、まちを魅力的にぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壤づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(平二五条例一八・一部改正)

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることに鑑み、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(平二五条例一八・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化的振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化的振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化的振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることに鑑み、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。
- 4 文化的振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化的振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化的振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 7 文化的振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。

(平二五条例一八・一部改正)

(府の責務)

第三条 府は、文化的振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(府民の役割)

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

## 第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

## 第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等

(平二五条例一八・改称)

(大阪府市文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府市文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(平二五条例一八・一部改正)

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

## 第四章 文化的振興に関する施策

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸（大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。）の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることに鑑み、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことに鑑み、学術の研究の振興に努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行なうことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するよう努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成二五年条例第一八号）抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 4) 岸和田市文化振興条例（平成25年3月26日条例第6号）

私たちのまち岸和田は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として栄えてきました。

勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事は、市民一人ひとりを結束させ、今日まで引き継がれ、また、市民自らが主体となって活発に文化を創り、育んできました。

私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

文化は、すべての人々が生きる喜びを感じ、心豊かな生活を送る上で不可欠なものです。とりわけ、次代を担う子どもたちが感性を磨き、生きる力を育てていくために重要な役割を果たします。また、文化は人々の相互理解と尊重、交流を促進し、様々な分野で波及効果を生み出すとともに、新たな創造を生み、地域社会を活性化させます。

社会情勢が変化していく中、人ととのつながりの大切さや、文化の意義を次代へ引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。市民と市が連携し、誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田を実現するため、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、本市における文化の振興に関し、その基本原則を定めるとともに、市、市民及び団体の役割を明らかにすることにより、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創造に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術をいう。
- (2) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内で文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う人をいう。
- (3) 団体 市内で文化活動、企業活動等の事業活動を行う法人その他の団体をいう。

## (基本原則)

第3条 文化的振興に当たり、市、市民及び団体が留意すべき基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市民一人一人の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化を創造し、享受し、参加することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化を身近なものとして感じられるよう環境の整備を図ること。
- (3) 文化的多様性を尊重するとともに、その他の分野との関係において連携を図ること。

## 第7章 資 料

(4) 地域に根ざした文化を市民の財産として育み、次代に引き継ぐこと。

(5) 文化を担う人材の発掘及び育成を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策の実施に当たり、市民及び団体との協力及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努めるものとする。

2 市民は、自らが文化活動を行う場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の役割)

第6条 団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努めるものとする。

2 団体は、自らが文化活動を展開する場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 団体は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(文化振興計画)

第7条 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定する。

2 市長は、振興計画を策定するに当たっては、産業、観光、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮しなければならない。

3 市長は、振興計画の策定に当たっては、別に条例で設置する岸和田市文化振興審議会の意見を聴くとともに、市民及び団体から意見を聴取するものとする。

4 市長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、振興計画の適切な実施を図るため、必要に応じ、その検証及び評価を行うよう努めなければならない。

6 市長は、前項の検証及び評価の結果、必要に応じ、振興計画の変更その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化活動の機会の充実)

第8条 市は、市民及び団体が文化に対する関心及び理解を深めることができるよう、文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実に努めるものとする。

(文化施設の整備及び公共施設の活用)

第9条 市は、文化施設の整備及び文化活動の支援を目的とした既存の公共施設の活用を図るよう

努めるものとする。

(文化財及び景観への理解)

第10条 市は、市民及び団体が文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に親しむことができる機会の充実を図り、文化財に対する理解の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び団体の地域の自然環境及び歴史的景観との調和のとれた景観の形成に対する理解の促進に努めるものとする。

(専門家、研究者等との交流及び連携)

第11条 市は、文化の向上を図るため、文化に関する専門家、研究者等との交流及び連携に努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う子どもが行う文化活動の充実を図るため、子どものそれぞれの心身の発達状況に応じ、文化を鑑賞、体験又は創造することができるよう、福祉、教育等関係団体との連携に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第13条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、自主的な活動が活発に行えるよう環境の整備に努めるものとする。

(生涯学習活動との連携)

第14条 市は、市民が文化に対する理解を深めることができるよう、生涯学習活動を行う市民及び団体との連携に努めるものとする。

(情報の収集と提供)

第15条 市は、市民及び団体の文化活動の促進に資するため、文化に関する情報の収集を図るとともに、これを提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、振興計画に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第17条 市長は、文化の振興に関し特に功績のあった者又は団体を表彰することができる。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

5) 岸和田市文化振興審議会規則（平成15年3月14日規則第12号）

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附屬機関条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、岸和田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 芸術・文化活動を行う団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）第8条に規定する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聞くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

### 6) 岸和田市文化振興計画策定府内連絡会議等設置規定（令和4年5月31日庁達第5号）

(設置)

第1条 岸和田市文化振興条例（平成25年条例第6号）第7条第1項の規定に基づき、次期文化振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、同条第2項の規定により産業、観光、教育、福祉その他の分野における施策との連携を図りつつ、計画の方向性について検討するため、岸和田市文化振興計画策定府内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の文化振興の施策に係る現状把握及び課題分析に関すること。
- (2) 計画に関する基本的な方向性の検討に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、魅力創造部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる組織の長をもって充てる。

- (1) 総合政策部、市民環境部、福祉部、子ども家庭応援部、まちづくり推進部、学校教育部及び生涯学習部
- (2) 市民環境部自治振興課、市民環境部人権・男女共同参画課、福祉部福祉政策課、福祉部障害者支援課、子ども家庭応援部子育て施設課、魅力創造部観光課、魅力創造部文化国際課、まちづくり推進部都市計画課、学校教育部学校教育課、生涯学習部生涯学習課、生涯学習部郷土文化課及び生涯学習部図書館

(会長)

第4条 会長は、連絡会議を統括する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(連絡会議の会議)

第5条 連絡会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係機関の職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## 第7章 資 料

### (作業部会)

第6条 連絡会議において必要と認められた事項を調査及び検討させるため、岸和田市文化振興計画策定庁内作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、部会長及び実務担当者をもって組織する。

3 部会長は、文化国際課長をもって充てる。

4 実務担当者は、第3条第3項第2号に掲げる組織に属する職員のうちから当該組織の長が推薦する者をもって充てる。

5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

### (事務局)

第7条 連絡会議及び作業部会の事務局は、魅力創造部文化国際課に置く。

### (その他)

第8条 この庁達に定めるもののほか、連絡会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この庁達は、公表の日から施行する。

## 7) 岸和田市文化振興計画懇話会開催要領

### (開催)

第1条 市長は、文化振興条例に示された岸和田市文化振興計画に関する検討を行うに際し、今後の岸和田市の文化振興の方向性について市民の視点からの意見を聴取するため、岸和田市文化振興計画懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催する。

### (議題)

第2条 懇話会において求める意見は、次のとおりとする。

（1）岸和田市の文化の現状に関すること

（2）岸和田市の文化振興計画のあり方に関すること

（3）前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

### (開催期間)

第3条 懇話会は、令和4年6月1日から令和5年9月30日の間において開催する。

### (参加者)

第4条 懇話会に参加する市民文化団体等の代表者及び市民は、事前に届出なければならない。なお、届出を受付する期間は市長が別に定めるものとする。

### (会議)

第5条 懇話会は、市長が主宰し、文化国際課職員が議事を進行する。

2 市長は、懇話会に文化芸術等に関して学識経験を有する者又は関係者の参加を要請することができる。

## (意見のとりまとめ)

第6条 市長は、懇話会で表明された意見について、その内容をとりまとめ、岸和田市文化振興計画を検討する際にその内容を参考にするものとする。

## (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、魅力創造部文化国際課が行う。

## (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

## 8) 第12期岸和田市文化振興審議会名簿

役職	氏名	所属
会長	広瀬 依子	追手門学院大学文学部講師
副会長	金森 重裕	元大阪文化団体連合会事務局長
委員	青木 正寛	公募委員
	稻垣 智子	映像アーティスト
	長田 寛康	日本美術史
	齊藤 憲子	岸和田文化事業協会
	田中 幸子	岸和田文化連絡協議会
	塚本 敏子	岸和田市少年少女合唱団
	西山 みゆき	公募委員
	早田 美保	むくの木ホール
	平松 忠雄	岸和田市文化協会
	益岡 一典	岸和田市町会連合会（令和5年9月22日から）
	山中 孝也	岸和田市町会連合会（令和5年9月21日まで）

(50音順・敬称略)

### 9) 計画の策定経過

#### ■岸和田市文化振興審議会

日 時		内容・テーマ
第1回	令和4年4月30日	岸和田市文化振興計画の策定について 市民アンケートについて
第2回	令和4年11月8日	文化振興計画の進捗状況について 文化振興計画懇話会・庁内組織について 文化に関するアンケート結果報告について
第3回	令和5年2月1日	第2期岸和田市文化振興計画たき案について
第4回	令和5年4月7日	第2期岸和田市文化振興計画素案について
第5回	令和5年9月22日	令和4年度文化花咲かそう推進プランの報告 文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～について
第6回	令和5年11月28日	文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～について

#### ■岸和田市文化振興計画懇話会

日 時		内容・テーマ
第1回	令和4年9月8日	岸和田市文化振興計画の策定について 市民アンケートについて
第2回	令和5年2月22日	第2期岸和田市文化振興計画たき案について
第3回	令和5年11月9日	文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～について

#### ■岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議

日 時		内容・テーマ
第1回	令和4年10月20日	次期文化振興計画策定について
第2回	令和5年4月25日	計画策定の経過について 第2期岸和田市文化振興計画素案について

**■岸和田市文化振興計画策定府内作業部会**

日 時		内容・テーマ
第1回	令和4年12月22日	岸和田市の文化施策の経過について 文化振興計画策定について 文化に関するアンケートや懇話会からの意見について
第2回	令和5年3月23日	第2期岸和田市文化振興計画素案について
第3回	令和5年11月8日	文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田～について

**■市民アンケート調査 実施期間 令和4年8月****■パブリックコメント 実施期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日**

2023（令和5年）年12月策定

[発行] 岸和田市魅力創造部文化国際課

〒596-0004 岸和田市荒木町1-17-1（岸和田市立文化会館内）

TEL 072-443-3800 / FAX 072-443-4627